

平生町告示第15号

平成24年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年6月1日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成24年6月14日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

応招しなかった議員

平成24年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成24年6月14日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成24年6月14日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 町道路線の認定について
- 日程第9 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第11 報告第1号 平成23年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第12 報告第2号 平成23年度平生町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第13 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第14 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(9日間)
- 日程第5 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 町道路線の認定について
- 日程第9 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例)

日程第14 委員会付託

出席議員(12名)

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			弘中 賢治君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	安村 和之君	佐賀出張所長	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			小島 康司君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において松本武士議員、村中仁司議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年3月、4月、5月及び6月実施の例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告はお手元に配布のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

・ ・

日程第4．行政報告

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．承認第1号

日程第10．承認第2号

日程第 1 1 . 報告第 1 号

日程第 1 2 . 報告第 2 号

議長（福田 洋明君） 日程第 4、行政報告及び日程第 5、議案第 1 号平成 2 4 年度平生町一般会計補正予算から日程第 8、議案第 4 号町道路線の認定についてまでの件、並びに日程第 9、承認第 1 号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び日程第 1 0、承認第 2 号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに日程第 1 1、報告第 1 号平成 2 3 年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、及び日程第 1 2、報告第 2 号平成 2 3 年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についての報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆様おはようございます。

ついこの前、平成 2 4 年度がスタートしたと思いますが、早いもので 6 月半ばを迎え、初夏の日ざしに新緑が映える、大変すがすがしい季節となりました。今の季節は田植えのシーズンでもありまして、田園風景は、水田にみずみずしい早苗が風に揺れています。豊かな自然と美しい風景に、何かしら心が潤う気がいたしておるところでございます。また、気象庁は 6 月 8 日、当地方が梅雨入りしたとみられると発表いたしました。農家にとって期待の恵みの雨でもありますが、最近の異常気象による豪雨も懸念されているところでありまして、引き続き、防災対策の一層の強化に取り組んでいきたいと考えております。

そうしたさなか、平成 2 4 年第 2 回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

このたびの上程議案は、補正予算 1 件、条例 2 件、事件 1 件、承認 2 件、諮問 1 件、報告 2 件となっておりますので、よろしく願い申し上げます。

それではまず、国の動きについてであります。国会の会期も今月 2 1 日に迫る中、野田再改造内閣が 6 月 4 日に発足をいたしました。こうした中、今国会に提出されている法案の多くが成立のまだ見通しが立っていないのが現状です。特に、焦点の消費税引き上げを柱とする社会保障・税の一体改革関連法案を初め、今年度予算の執行に欠かせない赤字国債発行に伴う「特例公債法案」など、重要な法案の動向が注目をされております。国の財政は危機的な状況にあることは、御承知のとおりであります。国政の停滞をこれ以上、長引かせてはなりません。

また、今年度の国の一般会計予算の歳出は、約 9 0 兆 3 千億円ですが、税収が約 4 2 兆 3 千億円しかなく、新規国債発行額が約 4 4 兆 2 千億円となっております。国の借金は 2 0 1 1 年度末で約 9 6 0 兆円にものぼり、国民一人当たり約 7 5 0 万円となっている状況であります。少子高齢

化に伴い、歳出の約3割を占める社会保障費は急激に増え続けております。野田政権は、既に歳出の抑制で対応できるレベルを超えているとして、消費税を2014年4月に8%、2015年10月に10%と2段階で引き上げることとしています。引き上げの理由として、「広く薄く負担することで世代間の不公平感が少ない、景気の影響を受けにくい、安定した税収である。」とのことでありますが、御存じのように混迷した国会となっております、関連法案の修正協議も今、大詰めを迎えておりますが、会期末を控え、政局は極めて不透明であります。今後の社会保障の未来像と財源確保は地方にとっても極めて関心の深いテーマでありますだけに、国会で与野党の真摯な議論を尽くし、国民の理解を得ながら、しっかり方向づけをしてもらいたいと思っております。

それでは、3月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、「行政報告」として申し上げたいと思っております。

まず、「行政協力員会議について」御報告をいたします。4月16日から20日にかけて町内5会場で、議員の皆さんにも御出席をいただき、行政協力員会議を開催をいたしました。現在、145自治会がございますが、新規の自治会長さんは110人で約76%となっております、また、ほとんどの自治会長が行政協力員さんとして就任されておられるということもございまして、主に行政側からのお願いや情報提供など、たくさんの説明をさせてもらったところであります。説明後の意見交換も行いましたが、「自治会内の地域の課題」を初めとして、「空き家や交通安全などの安全・安心について」、「自治会活動補助金について」、「道路や水路等の改良について」、「ゴミなどの環境問題について」など、多くの意見や御質問、また要望をいただき、膝を交えての情報交換ができたと考えております。こうした意見や要望の全ての検討事項につきましては、担当課で対応させていただきました。検討事項の内容によっては、早急に対応できたものや、引き続き今後の検討課題となったものなどありますが、一定の成果があったものと考えております。引き続き、住民の皆さんと行政の相互理解の中で、連携して地域づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

また、設立のお願いをしております「自主防災組織」につきましては、現時点で145自治会中、119の自治会において設立をされてございまして、自治会での組織率は82%と向上しております。引き続き、粘り強く設立に向けて、お願いをしましてまいりたいと思っております。

次に、安全・安心の取り組みとして、このたびの繰越明許事業で御報告をいたしております「防災行政無線整備事業」についてであります。この事業は、今後のデジタル化に向けた取り組みであります。広域消防などの関係機関との連携を初め、双方向通信、複数チャンネル、データ通信などに対応した機器の整備を行い、防災力を強化するものであります。現在の防災行政無線は、昭和62年に近隣市町に先駆けて整備を行ったものであります。老朽化による支障も出

ているところであります。また、現在柳井広域消防におきまして、平成24年度から26年度にかけて消防同報無線のデジタル化の整備が計画をされているところであります。本町の計画といたしましては、全体事業費は約2億6千万円程度と見込んでおりまして、このたびの繰越事業から、今後、年次的に整備をしていくことといたしております。このたびの繰越事業については、国の3次補正による有利な財源を活用しておりますが、今後におきまして、こうした有利な財源を検討しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、町立保育園の民営化についてであります。町立保育園の民営化にあたり、去る4月26日と27日に宇佐木保育園と平生保育園において、民営化に係る保護者説明会を開催し、運営法人であります「うちうみ会」から新保育園の運営方針について説明がありました。保護者からは、園児の制服や引き継ぎ保育、病後児保育などについて質問や要望があり、今後、保護者のニーズを踏まえた保育サービスの提供に努められるよう運営事業者と連携して平成26年4月の開設に向け取り組んでいきたいと考えております。また、今月2日には、西原自治会を対象に地元説明会を開催いたしました。説明会では、民営化に係るこれまでの町の取り組みや新設民営化計画について説明し、出席者からは、保育園が建設されると車の交通量が多くなり交通安全や騒音の面で不安な声や地元でどのようなメリットがあるのか、といった意見がありました。地元の皆さんが不安に思っておられることに対しましては、少しでも緩和できるよう引き続き説明会を開催し、地元の理解を得ていきたいと考えております。

次に、「曽根公民館建設について」御報告申し上げます。曽根公民館建物について、NTTファイナンス株式会社と3月30日に賃貸借契約を締結いたしました。本物件の賃貸借期間は平成24年10月1日から平成34年9月30日までとし、賃貸借料の総額は1億2,986万8,200円で一月につき108万2,235円の支払い予定となるものでございます。建築工事につきましては、平成24年4月18日から平成24年9月30日までの期間となります。現在の状況につきましては基礎工事に入っており工程どおり進んでおります。曽根公民館利用団体の方々におきましては、現在、中央公民館や竖ヶ浜コミュニティセンターなど町内の施設を利用されながら、完成を楽しみに、生き生きと活動をされているところであります。なお、申すまでもありませんが、工事期間中は安全確保には十分注意を喚起してまいります。

以上をもちまして、「行政報告」を終わります。

終わりに、平成23年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単に御報告申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額5億105万7,476円、歳出総額4億9,170万8,456円で、差し引き1億8,404万9,020円となりまして、繰越明許費

78万8,312円を控除いたしますと、1億8,326万708円が実質の差し引き額となるものであります。

次に、特別会計であります、8つの特別会計の総額を申し上げます。歳入総額38億6,741万5,356円、歳出総額38億706万8,607円で、差し引き6,034万6,749円となっております。

以上、平成23年度の一般会計ほか、8つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

それでは、各議案につきまして順を追って御説明を申し上げます。

議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算であります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ849万5,000追加いたしまして、予算総額は48億8,389万5,000円となるものであります。

それでは、歳出につきまして、御説明申し上げます。

歳出につきましては8ページからでございます。一般管理費の負担金、補助及び交付金では、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、自治体へ助成をしております、コミュニティ助成事業につきまして、平成24年度の助成の内示があったことから、一般コミュニティ助成事業を追加するものであります。助成対象者は竖ヶ浜里山の会で、休耕田整備の継続やコミュニティセンターのふるさと祭りなどのイベントに活用するため、草刈り機やそば打ちの機材などの購入費を助成するものであります。

障害者福祉費では、県が6月議会で予算計上を予定をいたしております、難聴児補聴器購入費等助成事業費を追加するものであります。軽度、中等度の難聴児に対して、障害者自立支援法の補装具費支給制度の補完的措置として行う単独県費の補助事業でございます。平成24年8月1日から実施するものであります。

9ページの土地改良事業費では、県の補助事業の緊急防災対策事業として、緊急ため池整備を行うもので、小和田の井内ため池の改良事業を実施するものであります。平成24年度の単年度事業で全額県費の補助を受け、実施するものであります。

非常備消防費の負担金、補助及び交付金では、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業につきまして、平成24年度の助成内示があったことから、地域防災組織育成助成事業を追加するものであります。助成対象者は田名中自治会自主防災会で、避難誘導用のヘルメットや発電機などの防災対策関連の機材購入費を助成するものであります。

続きまして、歳入につきまして、御説明申し上げます。

前に戻りまして、6ページから7ページでございます。主に、歳出で御説明をいたしました各事業の特定財源であります。

以上、最初に申し上げますとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ849万5,000円

を追加いたしまして、予算総額は48億8,389万5,000円となるものであります。

以上をもちまして、予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第2号「平生町課制条例の一部を改正する条例」、及び議案第3号「平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」について、一括して御説明を申し上げます。

両条例は、平成21年7月に成立をいたしました「住民基本台帳の一部を改正する法律」、並びに「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が、平成24年7月9日から施行されることに伴い、改正をするものであります。

まず、議案第2号「平生町課制条例の一部を改正する条例」についてであります。

改正の内容といたしましては、外国人住民の利便性の向上及び市町村等の行政の合理化を目的として外国人登録制度が廃止をされ、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとなるため、町民課の事務分掌から外国人登録に係る事務を削除するものであります。

続きまして、議案第3号「平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。主な改正の内容といたしましては、外国人登録法の引用箇所並びに外国人登録原票及び外国人登録証明書等の用語の整理のほか、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例として通称の記載ができることとなるため、その通称を用いた印鑑の登録及び取り扱いを規定するものであります。

続きまして、議案第4号町道路線の認定について御説明を申し上げます。路線番号218号西原線は、町道高須磯崎線の接道部分を起点とし、旧静心園跡地の東側を通りまして、町道坂の下西原線までの路線で、延長は146.0mであります。この路線は、旧静心園跡地を地域交流の場などとして活用し、地域の生活道として利便性を向上させるために、平成15年度、16年度に既設の進入路を拡幅及び延長したものであります。路線の一部に私有地が含まれておりましたが、地権者と路線部分を町有地とする旨合意に至ったところです。本路線は、町道としての要件を満たしていることから、このたび、道路法第8条第2項に基づきまして、町道の認定について町議会の御議決をお願いいたしますものであります。

続きまして、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について、及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について、一括して御説明申し上げます。

両条例は、税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から喫緊の課題に対応するため、地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴うもので、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月

1日に専決処分させていただいたものでありまして、同条第3項の規定により、承認をお願いするものであります。

まず、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について御説明申し上げます。主な改正点につきましては、住民税の関係では、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出が不要とされております。

固定資産税の関係では、下水道除害施設及び雨水貯留浸透施設の課税標準につきまして、市町村でその割合を定めることとなりました。本町では、それぞれの課税標準を、下水道除害施設につきましては、その価格に4分の3を、雨水貯留浸透施設につきましては、3分の2を乗じた額とするものであります。平成24年度の固定資産税の評価替えに当たりましては、原則として従来の土地に係る負担調整措置等を継続することになりましたが、納税者の負担感等を考慮いたしまして、平成24年度、25年度に段階的な経過措置を講ずることとするものであります。

また、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例が追加されました。これは、東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けた場合、住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例が適用されるものであります。

続きまして、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について申し上げます。改正の内容につきましては、地方税法の改正に伴いまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地について、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税特例について、引用していた附則を読み替えるため、新たな附則を追加するものであります。

続きまして、報告第1号及び報告第2号を一括して御説明申し上げます。

報告第1号は、平成23年度の国の3次補正によります、防災行政無線整備事業と、佐賀漁港海岸保全施設整備事業にかかる平成23年度平生町一般会計繰越明許費であります。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書の御報告を申し上げます。

次に、報告第2号、平成23年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてであります。去る5月24日、平生町土地開発公社理事会におきまして承認を得ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、御報告を申し上げます。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げます議案の提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

.....
議長（福田 洋明君） これをもって行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第13．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第13、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、産業祭りについて2点お伺いいたします。

まず1点目は、平成24年度の予算に新規事業として産業祭りに予算を組まれたことについてはとてもよいことと思っております。そこで、この予算93万5,000円を組まれた町長のお考えをお伺いいたします。

また、産業祭りを行うに当たっての町長の開催理念とテーマはどのように考えておられるでしょうかお伺いいたします。

2点目に、産業祭りの活性化について、今実行委員会で計画をされているところですが、第1次産業、第2次産業、第3次産業の活性化ということを考えれば、このたびの新規事業の予算は単発的なものなのか、それとも継続的なものなのか、町長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、産業祭の開催について、今御質問をいただいております。今回、産業祭の開催に取り組もうということで予算計上をさせていただきました。御承知の、御指摘のとおり93万5,000円を今回は予算計上をさせていただいておりますが、大きく言いますと総合計画に基づいて産業の活性化を図ると一つの大きなテーマがあります。そこに向けて実施計画においても産業祭を開催をしてはいかかということで、平成23年度、去年1年かけてそれぞれ各団体、組織、関係機関、経済課を中心に意見集約をしてもらうようにしてまいりました。

その結果、これぜひやろうじゃないかという皆さんの意向も踏まえまして、とにかく少し元気が出る祭りにしていこうと。特に産業祭というふうには、産業祭りというふうには言っておりますが、一つは商工会を中心に特産品の開発から、あるいはまた農商工連携ということで、今農商工の、いわゆる垣根を超えて連携をしていこうという動きがございますし、さらに第1次産業の場合でも、農林水産の場合でもそうですけれども、加工から流通販売まで6次産業化というようなことが言われております。それぞれの産業の垣根を超えて連携をしていって新しい活力を生み出していこうと、こういうような取り組みも行われているだけに、一つは確かに今回はそれぞれの町内

の農産物、あるいは商工業製品等一堂に会して展示をしてもらうことはもちろんなんですが、同時にそれぞれが連携をしてもらうと、その糸口をつくっていったらいいなというふうに、今考えております。産業間の連携ということが一つの町内の産業の活性化につながっていったらいいというふうに、今考えているところでございます。今御指摘ありましたように、この4月の26日に準備会を開催、5月の21日には第1回実行委員会開催をして、この秋の開催日につきましては11月3日に決定したというふうに、今聞いておりますけれども、具体的な企画内容等については今から実行委員会を中心に練っていかれるものというふうに期待をいたしておるところでございます。このことによって少し活力に満ちた明るい町に一步でも近づいていければというふうに思っております。

それから合わせて単発的なものか継続的なこの予算なのかということ。予算額とすれば、今申しあげましたように93万円ということですから、祭りの規模、金額から言えば、これは今までは町がひとつ企画をしてふるさと祭りをやっておりましたけれど、できるだけ今回はそういう意味では民間主導で民間の知恵を皆さんから出していただいて、できるだけ共通経費の部分は町がこの補助金として見ましようということで、できるだけ民間のそういった力を発揮をしていただくということで、そういう形にさせていただいております。

したがって、これは単発で終わらせるということではなしに、むしろこれから将来に向けて継続しながらより中身が充実をしていくように、さらにはこの産業間の分野がさらに広がっていくようにしていけたらいいなというふうに考えているところです。

以上です。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 今は計画を立てておられる準備中だと思います。産業祭の活性化と考えるならば、産業祭が毎年続けられて、将来の伝統行事のスタートになればと思いますが、11月ごろの開催予定では計画の準備が不十分ではないかと思いますが、その点はどうお考えでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど申しあげましたように、既に実行委員会をスタートさせておまして、これから2回、3回、4回とやっていくようになると思います。で、特に今回も実行委員会の委員長も若手の方をお願いをしようということで、若い感覚で取り組んでいただこうということに今しております。したがって、とにかくまずは実行してみようと、そしてどれだけ第1回目ですからできるかわかりませんが、より中身を充実していけるように2年、3年と重ねていきながら幅も広げていきたい。今年はそういった意味では、まずはとにかくやってみようということで、今皆さんの実行委員会のメンバーは意思統一をされているように聞いております。

よろしくお願ひいたします。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） まずはやってみようという、何かぶっつけ本番のような気もいたしますけど、今年度の開催に当たってそれでは町長はこの辺でよしとする目標があれば教えてください。何かやはりここまではやってきた、ただやってみればいいという段階ではなくて、このあたりまでは、例えば町外にPRができるとか、どのあたりまでできればいいなという標準、もし目標があれば教えていただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町は、大きくくりとして、先ほど申し上げましたように、やっぱりそのことはお互いの連携がより大事にされていくようなきっかけをつくっていきたくと。やってそれぞれの産業間の連携、あるいはまた町民の皆さんにもぜひ参加をいただいて、例えば同じ町内にある企業でも今なかなかどういうものをつくって何を今しよるんかというようなわからんケースが結構あるんです。やっぱりまずそこをお互いにまず知っていただくと。そして自分たちができることはお互いに協力をしてやってみようという雰囲気が醸成をされていくことが私は望ましいんではないかなというふうに思っております。

その意味でも今言いましたように、若い人たちの発想やその取り組みというのをしっかりやっていただけるようなバックアップをしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、次の質問に入らせていただきます。

2番目の文化財の保存対策についてお伺ひいたします。

文化財というものはつくろうと思ってもすぐできるものではなく、長年の歴史の中で培われたものであり、先祖から我々が伝承し、後世に引き継いでいかなければならない大切なものであります。

平生町の文化財は民俗資料館、民具館等に展示はされていますが、展示ができない遺跡、古墳がたくさん平生町にはまだあります。これらはどのような環境のもとで保全されているのでしょうか。また、文化財があっても町民はその存在を余り知らないとか、あるいは知っているてもその由来に詳しくないといった人も多く、そうしたことから文化財の写真、わかりやすい解説などを掲載した文化財マップを新しく作成しかえ、町民、本町を訪れる方々に配布できるようにする。このことについてはどのようにお考えでしょうか。お伺ひいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの文化財の保存対策ということでございますが、まず本町の文化財保護の点について御説明をしておきたいと思ひます。

文化財保護条例という条例がございます。この条例に基づきまして重要なものについては平生町文化財審議会の審議を経まして文化財に指定をしていると。そして、その活用を通して町民の文化の向上を図ることを目的としているというのが今、文化財の保護の実態でございます。

町内には8つの県指定、6つの町指定などの文化財がございます。これらの文化財は当然町民共有の財産であるとの認識をしておりますし、その管理については町管理から、あるいはまたその所有者の方が管理をされていらっしゃるという状況ではございますけど、保存管理が促進されるよう支援をしております。

その支援策というのは、やはり県の指定文化財、町の指定文化財、こういったものの管理をしていく上で費用負担がかかるということになれば当然そういった一部の助成金というような補助金での支援ということもございます。適正な文化財保護事業ということで対応をさせていただいておるといふ状況でございます。

で、本町は、海と山に囲まれ豊かな自然の中でその立地があるわけでございますけど、このルーツと言いますか、遠く4,500年前にまでさかのぼることができます。4,500年前に人が住みついたという遺跡等が出土しておるといふことで、長年にわたって自然の中で生活、文化というものが築いてこられたという、本当に貴重な歴史、伝統というものがそこにあるわけでございます。

そこから石器、土器などその当時をしのぐ文化財が出土しておりますし、また遺跡が土中に埋もれている土地などの埋蔵文化財包蔵地という専門的な言葉がございますけど、こういった土地につきましては不用意に掘ったりすることがないように、文化財が破壊されないよう適正な文化財の管理を担保しておるといふことも行っておるところでございます。

現在、この役場の西側になりますか、熊川の土手町南蛮樋、これ県指定の有形民俗文化財でございますけど、今県土木事務所を事務局として南蛮樋の移築復元検討委員会というものが設けられ、移築、復元に向けて工事が進められております。

町におきまして説明看板の設置とか地下構造のレプリカの作成等、利活用面について検討しておるところでございますし、平成25年度中、来年度中には移築、復元が完成をして、水に親しむと言いますか、公園化された文化財というのを見ることができるようになってくると思います。

で、議員さんおっしゃいます文化財マップ、こういったものを平生町を訪れる人々に配布できるようにということもございますが、それぞれ観光パンフ、あるいはまた歴史民俗資料館のパンフレット等には文化財がこのようにありますというものはあるわけでございますが、それがじゃあ十分なのかということになりますと、ホームページ等も開いていただければ本当に詳しく載せてはいるんですけど、実際、すぐ今ここでパンフレットをとということになりましたらなかなかす

ぐ手に届かないと言いますか、手に入らないという状況もあろうかと思えます。

こういった文化財の紹介、あるいはまた観賞する機会をふやすことによって、当然本町を訪れる人々がふえていく、それが活性化につながっていくということも議員さんの質問の思いにはあるんだろうと思いますが、そういったことに向けてはこれからも十分配慮してやっていきたいというふうに思っています。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） なかなかマップとかいうと、予算をまた経費がかかる問題だと思えますが、民俗資料館には町内の方が441人、町外は294人と去年は訪れておられるそうですが、近くには看板もありますが、傾いたりしていたり、もう少しわかりやすい道案内があれば訪問者も増えるのではないかと思います。また遺跡等にも道案内をふやすことについてはいかがでしょうか。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ここ最近になりますけど、歴史民俗資料館、図書館、あるいはまた民具館との文化的なゾーンがこの北側にありますが、そういった看板等については新しく設置もさせていただきましたし、またバイパスからこちらのほうに入ってくるころ、交差点に歴史民俗資料館という看板があるんですけど、これも長年にわたって風雨にさらされて多少さびてもありますから、今年度修繕をする予定にもいたしております。

また総合計画の中に文化財の探訪コースと言いますか、やはりどこの観光地に行きましても、例えば2時間コースとか半日コースとかそういった観光ルートが設定してありますように、文化財についてもやはりそういったコースの設定等もこの10年間で、10年を目標じゃなくて、できるだけ早いタイミングの中でこういったものは作り上げていきたいというふうにも考えております。

また、議員さんも平生町社協の理事の一員でございましたから御存じと思いますが、社協自身も平生町のことを平生の子供たちが十分知り尽くす上で何ができるかというような発想から、ポイント制度、いろんなその地域の活動に出たりとかいろんな歴史の勉強をしたりとか、そういったことでポイントが付与できて、そのポイントがたまることによって社協が負担をして町外研修、いろんな社会体験学習をさせたいというふうに事業を持っています。

その中にやはり平生町の歴史を子供たちに知ってもらうために何ができるかということを今、社会教育課の中で考えておりますので、これから当然やることによって予算というものがかわってまいりますけど、できることをできるだけやっていきたいというふうに考えています。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 平生町にはそういうふうになくさんの文化財があるという

ことは歴史がある町でもあります。また文化財保護法により、これらの遺跡、古墳、史跡を保存し、かつその活用を図ることができるようにお願いいたします。

以上で質問を終わります。

.....
議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、脱原発についてでございます。

福島原発事故から今1年3カ月がたちました。私たち国民はこの重大な事故から放出された放射性物質、これを完全に抑える手段は存在しないという恐るべき事実を目の当たりにしてきました。被害は空間的にどこまでも広がっております。現に放射性セシウムは福島県だけではなく沖縄から北海道まで日本全土すべてで測定をされております。

また被害は時間的にも長期にわたって続きます。半減期が30年と言われる放射性セシウムの危険がなくなるには300年という時間がかかると言われております。

また北海道電力、泊原発3号機が5月5日に定期検査のために運転を停止し、42年ぶりに国内の50基すべての原発がとまっております。全原発がとまるのは1970年以来42年ぶりです。今多くの人々は原発に依存するのではなくエネルギー政策そのものをかえていくべきだと考えております。

こんな中、原発に依存しない脱原発を目指す首長会議が4月の28日に結成をされております。この会議は原発ゼロを目指しておりますが、目的としては脱原発首長会議は住民の生命、財産を守る市町の責務を自覚し、安全な社会を実現するため原子力発電所をなくすることを目的となっております。

また当会は脱原発社会を目指す基礎自治体の長、これは元職も含みますが、これで組織をする。脱原発社会のために次の方向性を目指すとしています。

まず初めに、1番目として、新しい原発はつくらない、2番目として、できるだけ早期に原発をゼロにするとしております。

私は、地方自治体の首長がともに力を合わせて原発ゼロ日本という会議を結成されたということに大変心強く思っております。当町におきましてもこの会議に参加をして原発ゼロの日本をつくっていくべきではないかと思っておりますが、町長の考えをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 脱原発を目指す首長、首長会議、4月に東京で開催をされたというふうに聞いております。あれだけの福島の重大事故があったわけですから、こうした首長さんがおられるということもおかしくないと思えますし、山口県からは当会議への参加はなかったという

ふう聞いております。全国それぞれ自治体に置かれた地域の事情というものがあると思えますし、その事情を踏まえてそれぞれの首長さん、首長さんが参加をされたものというふうにとめております。

今、原発のこの事故を受けて、今いろいろ報道をされておりますけれども、国の責任において今、国のエネルギー政策をどうするかということの今検討、見直し作業が進められております。私はやっぱりまずそのこれからの方向がどうなっていくのかと、そのことをしっかり見極めた上でやっぱり判断をしていかなければならぬだろうと。

で、1つは、エネルギーの基本計画がこの夏には策定をされるというふうに言われております。エネルギー政策をどうしていくのかと。2つ目には、事故調査委員会が今国会でも持たれております。事故の検証作業が続けられております。こういったその報告がどういうふうに活かされていくのか、あるいはまたきょうも出ておりましたけれども、原子力の規制組織がこれからまた発足するという報道も出されております。これから新しい安全基準がどう設定をされていくのかと、この辺も含めて十分見極めていきたいというふうに考えております。

本町としての今日までの議会の御議決や町としてのスタンス、こういうものも踏まえて、やっぱり総合的に私は判断をしていかなければいけないというふうに考えているところであります。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では再質問をさせていただきます。

先ほどから言われました大飯原発の再稼働については今回はちょっと違いますから、ここで質問は省きますけど、私はこの平生町はこの近辺で大星山周辺に風車を7基も持つ自然エネルギー発電の先進地と、こういうふうになっていると私は思っております。

町長は自然エネルギーの発電を政策の一つに掲げられて町政を進めて来られたのではないかと、今ここで考えているところがございますが、この点を考えあわせれば、原発反対の首長会議の参加のゴーサインはすぐ出るような気がするんですが、再度、再考はできないものでしょうか。よろしく願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） あの風車を含めて環境にやさしい町をつくっていこうということで、そのベースに環境を大切にしていこうという流れ、これはそのまま基本的にあります。そのことと今のこの原子力発電の事故に伴うこれからのエネルギー政策、これはやっぱり、それはこのすぐ短絡的に結びついていく課題ではないというふうに思っております、こうした国の政策がこれからどう動いていくのか、まだ十分この辺は見極めて、我々が今の風車を中心にした環境政策に取り組んでいくちゅうのは、これはこれでしっかりやっていかなければいけない課題だというふうに思っておりますし、ただ原子力の問題につきましては、それぞれこうしたそれぞれの地域

の実情というものも踏まえて皆さんが判断をされているわけですから、我々もこうした地域の実情も十分踏まえて、これからも対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では質問をさせていただきます。

先ほども申しましたが、方向性は同じ方向を向いておりますので、ひとつ再考をよろしくお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、中学校武道必修化についての質問です。

新学習要領が中学校で全面実施されるのに伴い、4月から中学校で武道が必修化されることになりました。当町では柔道と剣道を選択しております。この中で柔道は重大事故が相次いで起きているのが、これは現実です。過去28年間に中学校、高校で起きた柔道事故の被害に遭った子供たちの数は114人が死亡し、275人が重い障害やけがを負っております。なぜいつまで事故はなくなるのか、この原因の一つに指導者の問題があると言われております。

重大事故の中身を見てみますと、その多くは頭部を損傷しております。受け身がとれずに頭を強く打ったり、脳が強く、早く揺さぶられる加速損傷によって、急性くも膜下血腫を発症しております。また、ダメージを受けた脳が回復をしないうちに再び衝撃を受けて重症になるセカンドインパクトシンドロームという例もございます。しかし、危険性を認識していない指導者もたくさんいると今報道をされているところです。

このような事故が起こる中で被害者の会ができておりますが、被害者の会で事故の状況をと申しますと、子供が頭痛を訴えたのに無視をされた、ふらふら状態で何度も投げられたと、こういう話が次々と出ていと報道もされております。もう1つの問題は体罰やいじめ、しごきが痛ましい事故につながっているとも聞いております。最近10年間においても、中学校部活動における死亡の確率は、他の部活に対して柔道は5倍近く飛び抜けて高くなっているのが現状です。

このような問題点がある中で柔道を必修化されたわけですが、文科省は新年度を前に3月9日、都道府県教委に通知を出しております。指導者、指導計画、施設設備、事故発生時の対応の点検を各校に要請をしております。問題点が見つければ改善されるまで柔道の授業を遅らせることも容認をしております。この武道の必修化に対し当町の対応はどのようになっているか、また安全性の確保は具体的にはどのようになっているかをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの中学校の武道の必修化の件につきましてお答えを申し上げます。

議員さんおっしゃいましたように、平成24年度、今年度から中学校においては新しい学習指導要領が全面実施ということになります。学習指導要領とは申し上げるまでもございませんけど、

全国的に教育の機会均等、または教育水準の維持向上のためにすべての児童、生徒に対して指導すべき内容を示した教育課程の基準であります。で、昨年度から小学校においても完全実施をされておりまして、それに基づいた教育活動が展開をされているところでございます。

今回の学習指導要領の改訂において、保健体育課では生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視して、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、小学校から高等学校までの12年間、この間を見通して3段階に分けたスポーツ、体育の推進を考えたものでございます。

まず第1段階、小学校1年から4年生まで、この間におきましては各種の運動の基礎を培う時期というふうに位置づけ、小学校5年から中学校2年生までは多くの領域の学習を経験する時期、中学校3年から高等学校3年生までを1つの運動やスポーツを継続することができる時期ということで3つの発達段階で指導内容の体系化を図っているということが伺えます。

武道につきましては、これまで中学校1年、2年において武道、またはダンスというのが選択領域でございましたけど、新しい学習指導要領で武道、ダンスの領域がそれぞれ必修化になったということでございます。

中学校におけるこれまでの取り組みを少し申し上げておきたいと思いますが、選択領域の中で武道の授業を進めてきております。昨年度、23年度については中学校1年で、男子が剣道、女子が柔道、中学校2年と3年で男子、女子、いずれも柔道、そして今年度については、中学校1年が男女とも柔道をこの年末、12月から1月にかけて行いまして、中学校の2年生男子が剣道を2月に行います。女子が柔道を12月から1月。また、選択の学年となる3年生では、男子が柔道を12月から1月にかけて授業を実施するというところで計画を立てておるところでございます。

安全な武道の授業の実施に向けて御指摘ございましたように、本町の中学校におきましても計画、今後の計画等についていろいろ策定をしておりますから、その内容についてふれさせていただきたいと思いますが、3点ございます。

1点目は、武道必修化に向けての用具や施設等の整備です。用具面については、平成21年度に剣道の防具を32式、平成22年度に柔道着を30着、施設面については、ちょうど平成22年度に屋内運動場の耐震改修がございましたので、これにあわせて柔剣道場のフロアの張りかえ、畳の新調、こういった安全な環境を整えてまいりました。今後やはり施設、あるいはまた用具面においては安全点検の徹底を図ってまいりたいと考えております。

2点目が、指導を担当する教員の研修会への参加による指導力の向上でございます。保健体育科の担当教員それぞれ武道必修化に向けて研修会に参加しておりますし、昨年度3月、今年の3月なんですけど、管理職も対象にした研修会が開催されまして安全管理体制の整備について徹

底が図られたところでございます。本町の保健体育科の教員2名おりますが、一定の指導歴、研修歴等があります。今後も研修の機会を確保しながら山口県教委が作成をしております山口県中学校武道指導の手引、これが73ページぐらいにわたる分厚いもんでございますけど、こういったものを活用して安全で充実した武道の授業を進めてまいりたいということが2点目でございます。

3点目が、安全に配慮した指導計画の作成ということでございます。武道というのは相手の動きに応じて基本動作や基本的な技を身につけて、相手との攻撃、あるいはまた防御の中で勝敗を競いあう楽しさ、喜び、そこに武道のよさというものもあるんではなかろうかなというふうに思いますが、恐らく多くの生徒が中学校で初めて経験をするようになってくるというのは間違いのないことであろうと思います。スポ少自体、剣道、柔道でございますけど、一部の限られた児童、生徒しか経験をしていないということから、中学校におけるやはり安全対策というのは必要でございます。そういった実態に即しまして計画書を、指導計画を立てておりますし、事故の未然防止、また発生時の対応を明記したマニュアルも既に策定をして、今年の12月からの授業に備えさせていただいております。

先ほど、28年間で114人の死亡事故があったというふうに発言をしておいででございますが、私の持っている資料では、平成元年から21年度まで21年間にわたって、中学校で柔道の授業で死亡した事例はないということを聞いております。実際の事故は起きた件数はごくわずかでございますけど、死亡事故が中学校の授業の中で起きた事例はないと。山口県においてもありませんし、当然平生中学校においてもないということでございますから、こういった安全対策というものについては、十分注意をして授業に当たっていくということで、教育委員会としても中学校ともども考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前10時20分から再開をいたします。

午前10時05分休憩

.....
午前10時20分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） ただいま武道の必修化について答弁をいただきましたが、先ほどの数値、いろいろ私と教育長の数値が違うもの、データここにありますが、間違いありません、これは。

それとですね、これは6月3日にあの、報道されたものですがね、大学の准教授の調査によりますと、この調査は愛知県など中部地方の7県の学校内、これは限られておりますが、09年、

10年に発生した柔道に関する負傷事故のうち、頭部外傷の割合は部活動より授業中のほうが高い、また女子のほうが男子より高いという結果が報告をされております。

こうすることで、やっぱり授業中のほうが事故が多いという結果が出ておるんですよね。これは全体数が多いわけですからそれはそうなると思いますけど、この点についてはちょっとどう感じておられますか。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 先ほどの、平成になってからの死亡事故がないということについては、日本スポーツ振興センターというところの数値といいますか、私が目にしたものはそのことでございますから、授業中、中学生においては、高校生は別ですよ、中学生においては。ただ、中学校でありまして部活については多くの事故が起きているというのは承知いたしております。やはり男子より女子が多い、いろんなことも考えられると思いますけど、そういった実態を踏まえて、これから全国で行われるということでございますから、国を挙げてやっぱり、県を挙げて、町を挙げて安全対策に取り組んでいかなければいけないという気持ちは皆一緒だろうと思っています。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 武道の必修化とはいえ、これ事故が起こったら大変ですので、事故が起こらない体制をぜひとも導入をされて、今後安全に授業をされたいと思います。質問を終わります。

議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。いいですか。

.....

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

都市計画道路について伺います。

都市計画手続の中で計画案の作成時に案の縦覧という町民の意見を聞き計画された道路と思いますが、これは40年近く前のことであり、事業化の時点で初めて知ったという方もおられ、時として住民に反対され事業がストップすることにもなりかねません。こういうことのないように広く町民、地元住民に対し情報開示を行うとともに意見を聞きながら道路整備を進めていく必要があるのではないですか。

現在は都市計画道路の災害時の避難路としての対応も求められており、都市計画道路を整備することは消防車や救急車の通行が可能となり、消防活動等速やかに行われ、町民の財産と命を守ることに直結します。

計画道路の事業着手、時期などが何も情報がないと、計画道路の予定地内に土地を所有する人

の将来の生活設計も立てづらく、地権者の方々の私権を長期にわたり制限することが問題があり、着手の見通しがある路線を明らかにする必要があると思いますが、どのようにお考えか町長に伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 都市計画道路に関連をして情報開示をしっかりとやらせという今、趣旨の御質問をいただきました。

本町の都市計画道路でございますが、これも昭和49年ですから、三十六、七年前になるかと思いますが、49年に7路線の都市計画の決定をいたしております。現在まで、これまだ7路線のうち4路線の一部が整備済みという状況で、国道188号平生バイパスほか2路線が概成済みという状況でございます。で、今要望しておるのは、188号バイパス、それから県道光上関線の早期着工、これは毎年、町としても強く要望を関係先にしておるところでございますが、御指摘がありましたように、着工の見通しがつけばできるだけ早く地域の方、住民や土地所有者の方に周知をしていくと。これももうしっかり当然のこととしてやっていかなければいけないというふうに思います。御指摘ありましたように、もうかなり年月がたって、しかもその区域は都市計画道路ということで決定された区域では、御指摘のように建築制限等もかかっておりますから、生活設計等に影響が出るということですから、できるだけこら辺については速やかに情報開示ができるものはどんどんしていきたいし、計画そのものについても、これからいろんな当時とこの36年経過した中で、社会、経済情勢も変化をしてきております。その都市化が進むという前提で、都市機能が拡大をしていくという前提で都市計画道路を打っていますから、当然社会、経済情勢が変化をすればそれに応じて見直しをしていくというのは、これは当然出てくる課題でありますから、十分その辺の再評価をしていかなければいけないというふうに、今思っております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） 今ですね、社会はね、サイクルが10年程度で進んでいるわけでございます。また、計画されてから36年と言われましたね。またこれから36年という、また厳しい財政状況が続くとしたならばですね、計画だけの道路となる可能性があります。そのところをですね、見直し、または廃止するのであれば早く町民に方針を示していただきたいと。思います。町長に伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど申し上げましたように、こういう今再評価をしていかなければいけないということで、当然その結果、再点検をしますから、見直し、あるいは場合によっては廃止ということも含めて、これから検討をしてみたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（２番 村中 仁司君） これからも将来は車社会が続くわけであり、道路は必要です。計画道路着手も快適で住みよいまちづくりの一環となり、これからは町民に計画道路への協力を求めるだけでなく、町と住民が連携して計画道路を進めてもらいたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

生活道路について伺います。生活道路とは自宅から主要な幹線道路に至る町道などの町民生活に最も身近な道路です。町内における生活道路は軽自動車と自転車との離合もできない道路もあり、大型化した救急車が現場まで入ることができず、担架で数百メートル病人を救急車まで搬送したという話も聞いたことがあります。町内の生活道路の拡幅が必要です。

生活道路の中にはのり面が傾斜になっている道路があり、下から立ち上げることによって幅を広くすることができ、救急車、消防車などが現場まで入ることができれば町民を守る体制ができます。今のままでは防災活動、交通、住みよい環境をつくる上で大きな障害となっています。そしてモータリゼーションによる自動車の普及により生活道の交通量もふえ、歩行者、自転車が飛び出してくることが多く、これに絡む接触、衝突といった交通事故もあるかもしれません。通学路として指定された道路もあり、これからは将来生活道路をどのように整備するのか伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 自宅から幹線道へつながる生活道路という町道を中心にして、この整備のあり方について今御質問をいただきました。町道全体を見ますと、本町２１５路線、延長が１２万８，９７６メートルということになっております。そこで改良率が今どのくらいかと言いますと、５万９，４９７メートルということですから４６．１％、満足できる状況では決してありません。で、去年、道路改良の工事件数ですが、平成２２年度が１４件、２３年度が１３件ということで実施をさせていただいております。それぞれ自治会からの要望を受けて単独事業の実施評価書というのを上げてもらうようにいたしております。必要性、緊急性、有効性、公平性、協力体制はどうかというようなことで優先順位をつけていくように今させていただいております。

確かに狭隘な道路の拡幅改良ということが必要になってきておりますが、単独でこうした場合、やる場合はどうしても用地の提供をしていただくということが前提になってまいります。しかも基本的には４メートル以上を基本ということで、今拡幅改良を実施をさせていただいておりますという状況でございます。いろんなそれぞれ地域によっていろんな事情等やいろんな特殊な要件というのがあろうかと思いますが、基本はあくまでも４メートルが確保できるようにと、４メートル以上ということにしております。

どうしても土羽の部分だけ突き上げていくということになると、コスト面からの効率性と、あるいはまた優先順位というのがどうしても下がってまいりますので、そこら辺についてはある程度の用地を確保して拡幅改良に向けての取り組みをしていくというのが、一番大きな基本だとい

うふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（２番 村中 仁司君） 町内の生活道路の中で工事途中で中断されているところが何カ所かありますね。１００％完成させることで便利さ、住みやすさにつながると思うんですが、今後速やかに完成をさせる必要があると思います。

例を挙げて言いますと、河田地区から横土手に通じる町道ですね、大内川をまたぐ、それは８０から９０％程度、道の拡幅工事はできておりますが、出口付近の拡幅と橋の拡幅がされておらず、またその付近の農地には遊休化が目立ち、せっかく税金を投入して途中まで拡幅したのであれば、残りの区間も完成することで住民の利便性及び生活環境の向上も図ることができ、民間の開発も入りやすくなり、町の固定資産税などの増収につながると思いますが、今までこのままでは無駄な税金を使ったと言われても仕方ありませんが。

そして、次に、この付近は計画道路の予定地になっておるんですね。これがネックになって整備が進んでいないのか伺いたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 建設課長から答弁させます。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） それではお答えいたします。

ただいま言われました道路につきましては、河田地区から大内川に向かう道路でございます、これ従来から単独事業で行っている工事でございます。現在まで整備しているところは用地の提供が承諾を得られたということで、計画道路との関係は一切ございません。用地が承諾をいただければ継続をしてまた実施していきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（２番 村中 仁司君） 用地の取得、承諾ですよ、取得、提供の。それは自治会と周りの地区の人がそれはやらないけないことなんですよ。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） どうしても生活道路ということで、地域で利用される方が中心になって整備していただくということで、用地の調整につきましては地元で調整をしていただいて、単独申請を上げられるとき、用地の了解ということでやっていただいておりますので、地元のほうで調整をお願いしたらと思っております。

.....

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（１１番 平岡 正一君） 一般質問いたします。

まず第1に、平生町高齢者福祉計画についてです。

今年の3月に出されまして、これを見ましていくつか気がつきました。まずはこの本を一生懸命つくられて、3年に1遍、実際には介護保険の保険料算定が一番大きな目的のようですが、つくられた方には感謝を申し上げて、重要なものだという理解はまず最初にお話をしておきたいと思います。

それで、この中で何点か気になったことから順次やっていきますが、いわゆるその高齢者福祉について一番大切なのは、いわゆる一丁目一番地というのは地域包括支援センター、ここが一番相談される場所なんですが、このアンケートをやっておられて、地域包括支援センターの認知度が低いという結果が出ているんですよ。それで、そのような分析もしておられます。

地域包括支援センターについて相談など利用したことがある人が3.2%、何をやっているか知っている人が7.8%、場所や名前を知っている人が9.4%、名前を聞いたことがあるが26.4%、知らないが44.0%です。それから、それはいろいろ対象者のこともありますが、どうしてこういうことになっておるのか、これについての原因を、どう分析をされているのか知りたいと思います。

それともう一つ、次は老人福祉センター、この中にも出てくるんですが、老人福祉センターという用語を今度は見まして、私は最初、これどこにあったかなと自分で考えたんですよ。そして、聞いてみたりしました。よく考えてみたら、昭和60年の初めごろですか、元気な課長さんがおられまして、いきいきヒューマンライフという事業をやられて、全国でも先駆けたセンターの事業、場所がちょっと高いところですけど、この事業でつくったのが福祉センターなんですよ。そこで今、社協に出してもう実際老人福祉センターの機能を果たしているのかどうかかわからないという感じがこの中で一つ思いました。これについてのお考えを聞いておきたいことと。

それから次です。その計画の内容についてです。まず内容について、言葉はもうわからない。どういう事業をするのかわからないというのが感想の一番なんですよ。もう事業名が大変たくさんありまして、例えば、在宅サービスだけでも12ですか、もう特定施設入居者介護生活とか、これにまた予防がついたらまた予防がついているいろいろもう地域密着型云々とか、とにかく大変な用語で、これ読んだって私にはわからなかったんですよ。それで所管の担当者のところに行きました。そしたらよいよやっぱり一番毎日担当しているところはやっとな説明できるっていう感じなほど難解な計画になっているんですよ。

それとちょっと感心したんです。これ褒めちょかんにゃいけんですがね。これ3月に配られました。これを見ると、若干中身がわかるんですよ。それから、どうしてこういう難解な計画が、用語が使われなければならないのかということについて感想なり、意見なり感想を聞いておきたいと思います。

その次、計画の見通しです。これちょっと気がついたんですが、いろいろやかましゅう言うわけじゃないですけど、例えば、初めに町長あいさつされています。ここに、本町においては、高齢化が全国平均よりも早く進行しており、介護保険サービスの利用者も増加を続けています。今後においても人口推計における高齢者人口のピークを迎える平成32年度まで増加が見込まれておると、こうなっているんですよ。

もう1カ所、総人口と高齢者人口の推計というところで、平成25年度には3人に1人以上が高齢者となり、高齢者数が最も多くなるのは平成32年度となり、その後、高齢化率は上昇するものの高齢者は減少していくと、このように書いてあるんですよ。これについてどういうお考えをお持ちなのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

それともう1つ計画を見て気づいたことですが、とにかくいろいろな組織をつくっているんな事業をやると、もう一覧表にしたら随分になるほどの事業をして、実際にできるのかなという疑問も思うんですよ。新しいいろんな組織、で、こういう事業もやる、こういう事業もやる。それはひな形があって組まなければならなかったのかもしれないが、これについてのちょっとこういう経緯もお伺いしておきたいと思います。

それで、またこれあとの2回目の質問のほうは大切にするつもりでありますけど、在宅のサービスについての利用です。人口推計からいけば、これから先、いわゆる戦後、人口が約、日本で5,000万人ざっと急激にふえたと、それから団塊の世代が3,000万人とかという単位で日本中におられると思いますし、平生町の人口構成、ピラミットを見てもそういう状況になってくるわけですが、やっぱり在宅の介護サービスを充実していかんと耐えられないと思うんですよ。施設をつくっていけば、いわゆるその田舎の保育園のように、過疎で子供がいなく、そのうち施設はつくっても年寄りがいなくなったと、こういう状況も将来考えられますから、在宅サービスが一番大切だと思うんですが、この計画をつくるに当たってどのような考えで組まれたのかお聞きをしておきたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 高齢者福祉計画について数点質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

最初の、地域包括支援センターについて、認知度が低いということでどう受けとめておるのかということでございました。これ、結局、今、社協、最初の時点で地域包括センターがスタートをする時点で、結局、介護予防支援事業といいますか、要支援のケアマネジメントをやる、そういう機能がこの主なこのセンターの業務というような形になっておりましたから、そういった要支援状況の方々がこれを活用するということになっておりました。したがって、いろんな相談業務だとか権利擁護業務だとかいろいろありますが、こういったところがまさに包括的なそう

いう事業内容になっていなかったということが影響してあるんだというふうに受けとめております。したがって、これから気持ちとして御指摘をいただいたのは、高齢者地域包括支援センターという形で、高齢者のいろんな相談窓口を含めて、まさにこの包括的な、中核的な存在として機能していくようなこれからの対応が必要だというふうに受けとめております。御指摘がありましたように、町のアンケート調査をやりましても、ああいう極めてまだ認知度が低いという状況でございますので、しっかり高齢者の窓口としてこれからもやっていかなければいけないというふうに今、感じておるところでございます。

それから、老人福祉センターでございますが、これお話がありましたように、かなり早い、当町としてはかなり先進的にこの取り組みをして、老人福祉センターが設置をされたということだと思います。問題は介護保険がスタートしまして、結局このあそこをまずは介護保険サービスの事業所の指定ということで業務を提供してきたという経緯もありまして、さらには社会福祉協議会に、平成17年の時点で指定管理ということで管理者に指定をさせていただきまして、条例上は社会福祉平生町老人福祉施設条例、その中で、結局今の老人福祉センターは、1つはいわゆる老人福祉センター、それからもう1つは老人のデイサービスセンター、もう1つは在宅介護支援センター、これは今、条例上まだ残っているんですが、これはもう地域包括支援センター、いわゆるこっち側のほうへ移していますから、機能とすれば今老人福祉センターは2つの機能を果たしておるといえることになるかと思っております。

特に、今その役割と申しますか、機能と申しますか、あそこでは今、大変重要なのは特浴施設を持っておりまして、重度の要介護のデイサービスセンターということで、今大変喜ばれておるといってございまして、これは1つ大事な機能。それからもう1つは、筋トレをそこで高齢者筋力向上トレーニング教室、これを今やっておりまして、これも介護予防、健康づくりに向けて大変喜んでいただいております。したがって、これはこれとして十分機能を発揮をしてもらいたいというふうに思っておりますし、問題はあといわゆる一般の老人福祉センターとしての役割、機能と。この辺について少し、有効に活用するためにはどうあるべきかというのは、少しこれは検討していかねばいけない課題だというふうに受けとめております。検討していきたいと思っております。

それから、高齢福祉計画について、まず用語の、難解な用語ということで御指摘をいただきました。ありましたように、高齢者のためのサービスガイドという薄いほうですね、あちらのほうではちゃんと解説を入れてわかりやすくさせていただきまして、計画書は一応これは決まった計画ですから、一応その法令用語に基づいてそれを使用させていただいて計画書をつくった。ただし、御指摘のように、それだけじゃようわからんかもしれんということで、今回こういう住民に、皆さんに周知をするためのパンフレットをつくらせてもらいましたんで、そのパンフレットや

ホームページ等ではそうした解説を入れて、できるだけわかりやすく受けとめてもらえるように配慮をしてきたところでございます。

それから、高齢人口のピークの話でございます。平成32年で、一応高齢人口のピークということで、住民基本台帳ベースで今年の4月の1日で4,075人と、これが平成32年には4,460人というふうに今推計をいたしております。

いわゆる団塊の世代が65歳に到達すると言われており、これからこの二、三年がやっぱり一つの段階としてざっとこういく。だから、かなりこの時期は、この計画の時期のまさに3年間でちょうど該当するかと思うんですが、この時期にかなり勢いでふえて、その後はずっと緩やかにふえていくという今見通しのもとに、この計画を策定させていただいた。

したがって、今回のこの平成24年から26年というのはまさにその時代に合致をしておりますから、大変大事な時期だというふうに、我々も受けとめて今おるところであります。

それから、各種組織についていろいろあるということでございます。確かに計画書の中では医療と介護の連携をやるために地域ケア会議、あるいは認知症対策とすれば、平生地区SOSネットワーク、いろんなこれを再構築する、高齢者虐待対策としては、虐待防止の対策としては虐待防止ネットワーク、こういうことでいろいろ対策に応じた組織があるわけですが、先ほどからありますように、地域包括システム、これがやっぱり一つの中核的な存在になるわけですから、ここを中心にそれぞれの組織、ネットワーク、こういうものが機能していくような姿というものをしっかり作り上げていきたいと。で、平生安心ネットワークという格好で一つの体制を構築していきたいという考え方で今おります。先ほどから言いますように、高齢者のこの包括支援センターを中核に据えて、これらの取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、最後のショートステイでございます。在宅で介護をする場合、家族が日常的に見守り介助等を行っている場合、どうしてもその家族に対する支援というのが確かにこれから大事なテーマになってきます。それだけに短期入所、いわゆるショートステイの介護サービス、これが大変大事になってくるというふうに思います。

今、本町の利用実績ですが、平成21年度が月に31.4人、22年度が月に34.3人、23年度が35.6人と増加をしてきております。1日当たりの平均利用状況が23年度で7.8人、こういうことでございます。今、特養のつつじ苑が定員10人ということで運営されておりますから、そこら辺の、体制的には7.8人ということですから、供給体制は今のところは可能だと、整っているというふうに判断をいたしております。

これからのいろんな動向等を踏まえながら対処していかなければいけないと思っておりますが、同時に今本町ではこうした家族支援のサービス、主に3つ挙げておきたいと思っております。

介護用品の支給サービスが1つ、それから今言いましたショートステイの利用のサービス、そ

れから寝たきり高齢者等の介護見舞金と、これらを中心に今高齢者の家族支援ということで取り組まさせていただきます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 答弁ありがとうございました。最初に申しました地域包括支援センター、これについてですが、ちょっと先ほど町長もふれられましたが、これに名前を、高齢者地域包括支援センターというように名前を改称できないかという、この「いきいき通信」地域包括支援センターのこれですが、これには地域包括支援センターと書いてありますよね。これ高齢者をつけられるのかどうかと、国のいろんな制度でつくられた名前ですから、勝手に平生町で名前かえちゃいけないと言われればそうかもしれんけど、これに高齢者、どうしてかと言うと、この中には全部高齢者がついているんですよ。高齢者地域包括支援センターとついているんですよ。ところが、組織の名称、事務所に行ってみると、看板は地域包括支援センター、次の質問で言いますけどね、もっとこれは違うイメージがあるんじゃないかと思えますから、よく協議をされて、高齢者地域包括支援センターに名前がかえられないかどうかということが1つ。そうするとやっぱりこれかわってくると思うんですよ。

それと2番目は、老人福祉センター、これ実際上今説明されましたけど、あれは社協の施設でデイサービスや筋トレをやっているというイメージしか今ないんですよ。実際そういう施設になってきていると思いますから、これはちょっと町の施設としての名称も含めまして、あり方を検討されて、それこそまた補助金の関係で国が補助金出したんだから名前をかえちゃいけないというかもしれませんが、やっぱり実態におうた組織の有効活用が要るのではないかと思いますんで、これも検討してほしいということが1つです。

それと、この計画の内容についてですがね、これやっぱり若干表現を今度かえてほしいんですがね、これ見たら、平成32年度から介護保険の利用者も減ってくるよ、高齢者も減ってくるよという表現にとれるんですよ。実際には、平成32年、昭和29年から30年に生まれた方が、65歳になるときが一番数としては、これからいけばね、なるんですよ。

それは介護保険の対象者が65歳以上ですよ。介護保険の対象者が大量、一番大量にそのときになりますよと。それから先どれだけ亡くなるか、あと年とってからのいろいろ推計、難しいでしょうけど、本当に介護サービスが大量にふえてくるのはその人たちが後期高齢者になってくる、80になってくる、この団塊の世代がですよ。それから10年から15年後なんですよ。大量の介護サービスの必要になってくる時期は、ちょっとそここのところの焦点がずれているんじゃないかという気がしましたから、この問題を取り上げたんです。この表なり統計でしたら。

例えば、現在60歳から64歳の、去年の10月時点ですよ、1,264人おられるんですよ。

これ私よりちょっと若いですね。その人たちがとにかく、それとその次の55歳から59歳が955人、65歳から69歳まで、ここでやっぱり3,000人から超える人間がこの3つの15年の層におるんです、3,000人、この人数が。この人たちがずっと介護保険がだんだん必要になってくるんですよ。それに向けてどう整備をしていくかというのが、一番これから先、求められている対応だと思うんですよ。

だから、これが先ほど言いましたように、施設介護をこれ全部やるって大変なことです。どうあってもやっぱり在宅での介護を進めていかなければならないんですが、高齢世帯の特徴は、いろいろ分析ありますように、高齢者が1人で暮らしておられるか、高齢者夫婦が2人で、いわゆる高齢者世帯、これがどんどん増えてきているんですよ。これ在宅介護もだんだん難しい状況の介護事業が予測されるんですよ。こういったこともちょっと想定に入れて計画をつくっていかないと、実際にだんだんだんだん必要になってくると、施設介護も当然やっぱり充実していかなければ耐えられないと思うんですよ。もう子供と一緒に住んでいく世代じゃないですからね。ちょっとそういった見通しがついて、欠けるんじゃないかと思うんです。

それと、統計についてですが、これはやっぱり国のソフトをいただいて、この次ですよ、平生町のいろんな特性を打ち込んでこの数字を入れられておるようです。ですから、これは町が独自で推計したというよりは国のレベルでの計画、ソフトに、はい、これを入れて、介護保険なんぼになりますよと、こういう仕組みなんですけどね。

これ私が予想した以上に数値が少ないように思うんです。先ほど、ショートステイの話をしましたけど、町長答弁がありましたけど、この間で利用回数が3年で100回しか増えないんですよ、確か。それから、大体そんな調子で。だから、認知症でも余りふえないことになっている。それからやっぱり今、これから先、一番こうお年寄りと話していく、悩みは認知症なんですよ。介護をする、どうして介護になったかという原因の中で、やっぱり認知症は4番目なんですよ。でもやっぱりみんな不安なのはここなんですよ。介護するほうの側もよくわからないから認知症の介護は大変と。やっぱりこういったことに対する対応も若干私は目配りが、この統計では欠けておるのではないかなという、私の意見ですから。

結局やっぱりその国からいただいたソフトですとこの3年間の想定をすると。若干実態に合わない状況ができておるんじゃないかという感想を持っておりますから、ちょっとお考えもちょっと聞いてみたいと思うんですよ。

いろんな組織をつくっている事業をやることについては、それは悪いことではないけど、実際これは不可能だと思うんですけどね。

それで、一番今回の、先ほどの福祉のいわゆる在宅介護のネットワークづくりですよ。これ高齢者地域包括支援センターを中心にこういった体制をつくっていくということで、これは在宅

介護、これから先充実していくためには大切だと思いますが、私は、一つの私の提案として、よく、前にも言いましたが、各公民館を教育委員会の業務から外して、地域づくりと地域の福祉づくりを各公民館に専門の職員を置いて、まさに地域包括支援センターのようなものをつくってちゃんと地域に目配りをしていくと、こういうやっぱり組織がこれから先、きめ細かな対応として、町長もときどき合併のときからの持論でもあるようですけど、こういったやっぱり体制をやっていくことがこれから先安心してできる社会ではないかと思います。だから、専任の職員、地域づくりと福祉の専門職員を公民館に配置をすると、そしてこういったもう高齢者だけじゃなくて地域づくりも含めてやっていくと、こういう私はまちづくりを考えておるわけですけどね。そうすれば地域包括支援センターという言葉が合うんですよ、合うんですよ、ちょうど。そういったちょっとまちづくりをしていくことがこれから先の地域づくりなり、高齢者福祉、在宅福祉の充実になっていくのではないかと思いますから、お考えを聞いておきたいのと。

それで、一つ今、地域でつくって、福祉の輪づくり運動、地区社協、こういったことをつくって積極的にやっておられるのです。これもちょっと交通整理もしておかなければならないと思うんです。地区社協については社協の下部組織のような話も出ておりましたけど、実際には関係なしに地域の福祉づくりの運動をしておられるんですよ。この運動ともちゃんと交通整理をされる必要があると思いますから、これについてお考えを聞いておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず最初の地域包括支援センターに高齢者地域包括支援センター、計画ではこれ町として、今回のこの計画から具体的な計画書の中に高齢者を入れさせていただきました。で、指摘のように、いきいき通信のほうはこれはまだやっぱり社協との連携がきちんととれるようにしなければいけないし、このことは私のほうからも指摘をさせていただきました、来月から高齢者をつけるというふうに今話は聞いております。ですから、そのように高齢者を頭につけてやっていくと。

やっぱりその本当にそのままイメージがしていけるような、まさに包括的な支援センターにしていこうということで取り組んでいきたいと思っております。

それから、老人福祉センターですが、これは今ありましたように、本当に高齢者にとっての福祉施設としてのあり方、これは検討していかなければいけないというふうに思っております。十分またそれはそれとして今果たしておる機能は踏まえながらも検討させていきたいというふうに考えております。

それから、御指摘のように、この認知症の関係はこれからやっぱりかなり大変大きな課題になってくるだろうというふうに思います。今、国のほう、全国平均では65歳以上の人口に占める割合が、平成32年で8.4%と推計がされておることですから、これを当てはめていく

と、平生町で先ほど言いましたように、高齢者の8.4%ということになると三百七、八十人というような数字になってきますけれども、実態の把握が大変難しいと、これは事実だと思います。で、とにかく認知症の、本人もありますが家族の対策もこれから大変支援が必要になってくるといふふうに考えておりました、これから、先ほども言いましたように、ネットワークづくり等も地域で見守りを含めてありますけれども、具体的なこうした認知症の支援をする家族の、認知症の方々を介助する家族の方々の支援ということも、これからの大きな課題だといふふうに受けとめさせていただいております。

それから、最後ありましたように、この地域包括支援センターの位置づけ、公民館とのかかわり、それから地域での組織のあり方、で地区社協のあり方ということで、形の上とすれば、今言いましたように、この前の12月の議会ของときも議員と大分いわゆる協働のまちづくりについて、公民館のあり方を含めて議論させてもらいましたけれども、基本的にはそういう形で、町民センター的な機能もあわせ持ったものを地域で活用していけないかということで、いろいろ今議論も重ねておりますけれども、御指摘のような地域のあり方というのは、一つの大きなテーマだといふふうに受けとめております。

同時に今、地区社協でそれぞれ地域、ある意味でボランティア活動でやっていただいて、いろんな見守り、配食サービス等々をやっていただいております。あるいはまた足の確保ということで、送迎のサービス、移送サービスですか、実施をしていただいておりますと、こういうやっぱり地域のそういった力を引き出して、潜在力と言いますか、そういうものを引き出していきながら地域の中でそうした福祉の分野でも活動ができるような、こういう地区社協的なあり方というのはこれから大変大事になってくるといふふうに思いますし、いろんな意味で連携をとってこれからやっていかなければいけないだろうといふふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前11時20分から再開いたします。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） この質問の項の最後ですからちょっと私のほうからいくつか提案をいたします。

3年に1遍この計画をつくっておりますから、次の計画をつくることに当たってですが、国との協議もあるでしょうけど、とにかく名称を簡単にしてほしいんですよ。この中に、例えば在宅サービス、地域密着型サービス、予防介護サービスで約35ぐらいの事業の名前があるんですよ。

だからこれちょっとよく協議して、まさに高齢者にわかりやすいようなその事業が、新しいことを考えるたびに新しい名前が出てきて制度が複雑になってくると。だから次の3年後にできるときはもっと簡素化できないか、国や県とよく協議をされて計画をつくる努力を進言もしてほしいんです。

2点目は、在宅介護をこれから先やっていく上で、介護保険の考え方をちょっとかえていかんと、在宅サービスの強化というのは難しいと思うんですよ。介護保険は前にも申しましたけど、介護保険を導入する際には、社会で面倒をみるということで個人給付は一切しませんでした。ところがこれから先、在宅介護を進めようと思うたら、家族の介護、これを評価しなければどうしても進んでいかないと思うんですよ。今でしたら、もう介護保険使わんにゃ損と、家でいろいろやっちゃったら損と、こういう制度になってるんですよ。ですから、どうしてもやっぱり在宅介護に、金銭給付も含めまして在宅介護の支援体制を強化をする。

ショートステイでも先ほど申しましたように、100回しか3年で増えないというようなこの数値になっているんですけど、これでやっぱり在宅介護は充実するはずないんですよ。ですから、介護保険の考え方をかえて、在宅介護にも、いわゆる精神的な支援だけでなく金銭的、経済的な支援も含めてやる新しい制度をつくっていく必要があるのではないかと思っているんです。この提言をしてほしいと思うんです。社会で面倒をみる一点張りからやっぱり家庭で面倒をみる方に対する経済的な支援、その応援、これやっぱり考えられたら、若干今までの軌道修正をしないとできないと思うんですよ。これはぜひ取り組んで、町長のほうからもいろいろなその声を上げていって、そうしないとやっぱりその団塊の世代が介護保険がどんどん適用される時期になったら、施設介護じゃ耐えられませんか。ですから、どうしても家で面倒をみるための経済的な支援をしていく必要があると思うんです。

それで、当面平生町としての努力ですが、先ほど町長の話もありましたように、寝たきり高齢者等介護見舞金という制度がございます。寝たきりの年寄りを家で支えたら見舞金をあげますよと、平生町がずっと前にやっている制度なんですけど、これ私が今申し上げた事業と若干相通じるところがございますから、この充実ができないかと、町の単独ですけど。

現在、これを利用しておるのは4つの家庭です。これはやっぱり条件を緩和するなり、いろんなことを、やはり結果的、現在、月5,000円を年2回に分けて支給をしております。この制度をもっと充実させて在宅介護をやればいくらかでもやっぱり助かりますよと、応援しますよと、その結果を、後の手当でいいですから、そういった方向で検討をされて、もっとも寝たきり以外はだめだというんじゃないかと、もうちょっと幅の広い運用ができないのかということは当面町として単独でできる事業です、国に考え方をかえということも大事ですけど、これについてのお考えを聞いておきたいと思います。

それと、最後にこの計画についてですが、3年に1度この計画をつくっております。主には、最初申しましたように、介護保険料を算定するためにこれだけの計画をつくって、最後に介護保険料の算定の計算方法が出てくるんですね。まだ次から余りこれだけ間口広げられないで介護保険の算定をやっぱり重点的にこの計画を3年に1度ずっと組むんなら、もっと特化していてもいいんじゃないかと思うんですよ。

ですから、先ほど申したように、総花的な計画をつくって最後には介護保険の金額だけ計算をしてくると、こういう制度になっているんですよ。

でも一つ大事なことがあるんですが、平生町高齢者保健福祉推進協議会という協議会をつくっているんです。これをこれ以外でもどんどんやっぱり関係者が集まって町の対策をどうするかは、これはこれで独自に活用してほしいと思うんですけど。この計画をつくることについてはもっと目的、これ見ていったらわかる、最後に保険料の計算なんですよ。

だから、もっとそういった特化されることが要るのではないかと思いますから、以上3点です。
議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の名称の簡素化について、一応計画ですから、最初申し上げましたように、いろんな正式名称というのが出てきますから、これはこれでもっと簡略化した形で統一できないか。これはそれなりにまた要望することは要望していきたいと思えますし、町内の住民向けにはこういった形でしっかりわかりやすく定義をしていくと、いうことでこれからも努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、在宅介護を避けて通れない、介護保険の理念にかかわる問題です。で、御指摘のように、この平生町でも以前は在宅で介護されておった方にいろいろ手当を出しておりました。この介護保険制度が導入をされた段階で、社会全体でこれは見ていくんだというこの理念のもとにこの制度が組み立てられておりますから、そういった、これはもうどこの地域でもそうだったんですが、みなそういったその手当とか助成は一遍整理をするということで、かろうじて今平生町が寝たきりの介護の方の分だけ残しておるという状況で今来ております。

したがって、もう一度そこら辺の理念なり、それからこういった考え方をもう一度きちんと整理をしていかなければいけないし、これは平生町もそうだし国も今、最初るとき、いわゆる家族手動的なものをどうするかという、これドイツの例もあって随分議論がありました。で、結局それを導入するかしらないかというんでひとつ議論が、大きな議論がありましたけれども、結局それはやらないということで今のシステムになったわけですから、これは国、地方を通じてもう一度こういった団塊の世代がこれからどんどんどんどん増えてきて、まさにこの介護保険のあり方そのものが問われてくる、保険料ももうぼちぼち限界、今もう5,000円近くきておりますから、これも限界に近づいておると。で、これからのじゃあ介護保険のあり方はどうするか、この

問題提起をこれからも県を通じてもそうですが、していきたいというふうに思っております。我々もしっかりあり方については十分ここはしっかり議論をしていかなければいけないと、もう一回検討を十分これからしていきたいというふうに考えております。

それから、以上でしたかね。（発言する者あり）これはせっかくですから、健康福祉課長から答弁をさせます。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） ただいま御質問をいただきましたこの計画の簡素化でございます。御指摘いただきましたように、高齢者福祉計画と介護保険事業計画、これセットになった計画で、今御指摘いただきましたように、最終的には介護保険料の算定が最終的なものになっておるといことで、やはり介護保険料を算定する上でのやはり根拠というものが必要でございます。サービス料をしっかり把握してそれをもとに介護保険料を算定するという位置づけになっております。御指摘のことは大変よく理解できますので、そういったものも含めて県のほうに要望等もしていきたいというふうに思っておりますし、私のほうもなるべくならもう少しわかりやすい計画書の策定にしていきたいというふうに思っております。

それからもう1点、高齢者保健福祉推進協議会でございます。これ、この計画をつくるためにこの協議会を設置したものではありません。この協議会では、もちろんこの計画策定という所掌事務がございます。これ以外にも本町の高齢者保健福祉施策の推進に関することということもございますので、計画を策定しましたけど、今後におきましても毎年この協議会を開いて平生町の保健福祉計画の推進に努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 2番目の質問です。通学路の安全対策についてです。

町長の行政報告にありましたように、4月の半ばに行政協力員会議が開催をされました。曽根地区の行政協力員会議のときに地域の行政協力員の皆さんから、中学校の通学路の安全問題について意見が出されました。そのときに答弁をされたのが、いや通学路は校長が認定を、決めるものだからという答弁で終わりました。これはいけないと思いましたから、私はすぐ次の週の月曜日に教育委員会に出向きまして、私がちょうど2年前にこの通学路の問題を取り上げておりましたから、この間、何を努力してきたのかと、全く同じ質問が出て、ああいう答弁であるがという話をしました。

そうしましたら、その日、4月23日ですよ。少年が小学生の列に突っ込んで大量の児童が死ぬと。その後、また引き続いて27日に2件、通学路に突っ込むと、こういう事故が起きている。くしくもそれが23日に教育長と話をしたちょっと前ですよ、この新聞の時間帯からいけば。

これはやっぱりいけないと思いましたが、今回いろいろと調べてみました。

まず第一に、2年前に言いましたように、あの通学路は昭和47年、中学校統合に際してわざわざ農業関係の予算を使って、あの当時まだ都市計画はございませんでしたから、子供の通学路を整備をしております、中央の白い線も通学路用に引いておりましたが、その後、宅地開発が進む、車が増えるということで車優先に変形をしてきたと。痕跡は随分まだ残っております。

そのときの答弁が、関係機関と協議をしてやれることから対応して安全確保に取り組みますという答弁を2年前にしておられるんですよ。ですから、どういう対策をしてきたのか、まず第1点。

2点目は、4月末にこの大変深刻な児童の死亡事故等も起きましたから、通学路の一斉点検を国のほうから各市町の教育委員会に来ておって、その結果はどうであったのか。

それから3点目は、先ほど言いましたように、これから先、平生中学校のいわゆる通学路の安全対策をどのようにしようと考えておられるのか、3点をお伺いします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 2年前に平生中学校の通学路の件で御質問をいただきまして、23年、昨年は河藤議員から全般的な通学路の安全対策、そしてまた今年3年連続して6月定例会で通学路の質問をいただくという、それだけ喫緊な課題というものを含んでおるんだらうというふうに認識をいたしております。児童、生徒1,000人に近い大切な命を守っていかねばならないという気持ちは変わりございませんので、その点については申し上げておきたいというふうに思います。

2年前に御質問いただきまして、町長のほうから関係機関といろいろ協議して安全対策を講じていきたいというお話をさせていただいたところでございますが、それから約2年間どういった取り組みをしてきたか、どういう結果になってきたかということをお伺いしておきたいと思っております。

まず通学路という大井川から和田川、あるいはまた曾根の新地までの、曾根大野南線の関係でございますが、全体的に警察署へのパトロールカーの通学時間帯におけるパトロールカーの巡回をお願いをしております。

それから、中学校の正門から大野側、コメリへ下る間の舗装、オーバーレイ、またライン等が、サイドラインが薄くなって消えておったという部分については引きかえを行っておりますし、正門から和田川にかけましては水路改修とサイドラインの引きかえ等を行っております。

正門前の交差点の関係でございますが、このことについては横断歩道の新設をということで地元の自治会を含めて協議をしておるところでございます。五反田線と言いまして、あそこに小さな川の、小山側の子供たちが歩いて中学校に来る町道なんです、ここから中学校側に渡る横断

歩道、やはりこの横断歩道が最低でも安全対策の一つになるという思いで強く要望いたしておりますが、一部通行どめにしなければならないというようなこともございますので、地元の理解を最終的にいただいているわけではございませんので、このことについてはまだ交渉中ということでございます。

それから、今月の初めでございますが、危険スピード落とせという看板を4カ所、上り下りそれぞれ2カ所に設置をしてドライバーに対するスピードを落とす警鐘になるように看板をつくったところでございます。

それが曾根大野南線、通学路におけるここ2年間の対策ということで御理解をいただけたらと思います。

次に、議員おっしゃいましたように、4月23日に京都府亀岡市で本当に痛ましい事故、事件が発生をいたしました。言葉にあらわせないほどのものでもあり、また一面情報漏えいという新たな課題、問題も発生をした事案でございます。

で、27日に千葉県、愛知県においても引き続き児童の列に車が突っ込むという事故がございまして、この27日を受けて文部科学大臣が緊急メッセージを発したところでございます。県もそのメッセージを受けて5月8日付の文書をもって通学路等の安全点検を行って、児童、生徒の安全確保を図れという要請がございました。

これを受けて、町教育委員会としては、すぐ校長を通じてこの安全点検の調査を依頼したところでございます。この実施、未実施の回答提出が5月25日までということで県のほうに報告をしたところでございますが、この点検の内容といたしましては、それぞれ学校ごとに少し申し上げてみたいと思いますが、佐賀小学校におきましては、既にもう4月中下旬の家庭訪問の際に通学路の安全点検をしながら教師が確認をしております。また、毎朝の交通指導の際に通学路、あるいは横断歩道の点検もしたということでございます。

平生小学校におきましては、地区担当、教職員が地区にそれぞれ担当を持っておりますから、子供たちと一緒に歩いて確認をしたという報告が上がってきております。また、月に1回ではございますが、定期的の下校指導の中で確認、点検をしておると。

中学校につきましては、ちょうど中間テストの期間中、5月の中旬でございますが、こういった放課後を利用して、下校指導として教職員が佐賀、大野、宇佐木方面、そしてまた平生方面、この大きく分ければ3つの方角でもって順次巡回して点検をいたしました。

この結果につきましては、佐賀小についてはこれまで同様なんです、正門入り口の交差点が非常に見通しが悪くて危険であるという、再度また上がってきております。そして、伊保木地区と名切地区の間に県道における歩道がないと、こういったこの歩道のことについては県土木のほうに依頼をし、用地交渉中であるということは確認をしておりますが、諸事情等ありましてなか

なか、まだまだ時間がかかろうという状況でございます。

平生小学校のほうからは、県道大野南長迫線、どうしても朝の通勤時間帯にこの県道を利用される方が多いということで、道路事情もいいということから、スピードを出す車が多い、そういうことで何カ所か横断歩道があればいい、この今回に限ったことではございませんけど、横断歩道設置の要望が出てきております。このことについては、今年度総務課の交通安全担当ということで県のほうに改善要望として横断歩道設置の要望をしておるということでございます。

大野の河田地区、道幅は広くはないんですけど車の交通量が、団地等がありまして車の交通量が多いと。平生中学校からは通学路としての啓発をまだまだすべきであると。さらにどうしてもこの通学路、大井川から和田川にかけては自動車の進入路が多いということで危険を感じている毎日であるという報告がございます。

多々こういったいろんな点検の結果報告が上がってきております。これについて今後どういう対応をしていくかということでございますが、県のほうで通学路における緊急合同点検等実施要領に基づいた協議会が開催されております、6月2日。国においては文科省、国土交通省、警察庁、この3省庁で連携して対応策が協議されているということ踏まえて、県の動き、そしてまた我々も動いていかなければならないんですが、内容、方法等につきましては、学校による危険箇所の抽出、そしてまた道路管理者や警察等の関係者との合同会議を開催をしてその危険箇所の対策が必要な箇所のまた抽出をしていって、その対策案を関係機関との協議の中で出していくと。それを道路管理者、あるいは地元警察に対して要望をしていくという一つの流れ、大きな流れが安全対策があります。この報告については8月末までに県教育委員会へ報告ということで、この報告書を出すことによってやはり児童、生徒の安全ということから優先的に工事、あるいはまた規制等の措置がされるという思いでございますし、この機会を絶好の機会ととらえて、十分精査した上で、この調査に当たり要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） この通学路についての問題は、行政協力員会議で出されたときに、やっぱりもうちょっと親切に説明をされるべきではなかったかと思えますから、これは申し入れしておきましたから、今後改良してほしいんですが、私は今回この質問をするに当たって3日ほど朝立ってみました。6月1日と6月5日と6月12日です。6月1日はちょうど月初めのももあって教育長、教育委員会の関係者、平生交番所の所長さん、多くの方が立っておられまして、行ったら私もびっくりしまして、きょう来るんじゃないかなったというような感じを、大変たくさんの方がおられました。ですから、日ごろの様子がわかりませんので、6月5日にまた行ってみました。そこで状況もよくわかりました。その後、一般質問の通告をいたしまして大体質問の内容を固めましたから、それがいいかどうか確認のために12日も立ったわけですが、

その中で私はまず提案を2つほどしておきたいと。

1つは、朝交通誘導員を、朝の時間帯だけでいいですから、中学校の前の、中学校に絞りますからね、中学校の前に配置をしてほしいということ。

もう1つは、いわゆる先ほど言った、企業名で言えばコメリですが、いわゆる町道地方線で車が全部行って、地方線から大井川までを朝の時間通行、通学の時間帯は一方通行にしてほしいと思うんです。だから、いわゆる地方線に全部県道のほうに下りてもらうと。この間の一方通行を通行時間帯やってほしいと。これは、理由は現地を見てつくづく思ったことです。まず1つは、初日にやっぱり行ってよかったのは、所長さんが一生懸命交通整理をしておられましたから、ちゃんとやっぱり、横断歩道はありませんけど、適宜旗を振って車をとめて生徒を渡らせると、こういう措置をされておりました。

それから、5日に行ったときにずっと車の動きを見て、1日、2日そうでした。ほとんどの車がいわゆるその中学校前の交差点を右折する、大井川を右折する、で県道に下りる、南に向けて行く車は。和田川を渡って新地のほうに行く車は保育園に子供を送られる保護者の方が渡られるだけで、もうあっちに行く通行はほとんど見ておりませんが、ないとは言えませんがね。ですから、この車は県道に下りても別に支障はないんですよ。

それで、車の交通量全体のうち、いわゆる南から北に上ってくるほうが30%、北から南に行く、大野から中学校に向けて行くほうが70%の割合です。そしてその70%のうち3割か4割は中学校の関係者です。教職員であったり子供を、生徒を送っていく。ですから、この間、通学路の一方通行を規制しても何ら私は不自由は起きないのではないかと。ぜひ協力をしてもらおうようお願いをされたらと。

なぜかと言いますと、小山、いわゆる地方線から中学校の前は道路が狭いんですよ、先ほど見せましたね。もう道路が狭いから離合するときには生徒が渡る、この道路まで完全に車が入ってしまうんですよ、路側帯まで、車が。

京都の事故、それから愛知やその他の事故は、例えば京都の事故はさんざん若者が夜遊びを、一晩中回って過労で居眠りをして突っ込んだんですよ。それから千葉の事故はつりをする場所を探していた、考えごとをして前を見ておらず気がついたらぶつかったと、こうです。もう1つのほうはぼつとした、ブレーキをかけたが路面が濡れてスリップしたとこうですよ。

ここは完全にもう車が生徒の列に突っ込まないと離合できんですよ。ぼつとしらなくて、生徒の列と列の間に車が入っていくんですよ、朝、狭いから、離合するために。それから自転車、生徒が徒歩の並びに割り込んで離合するんです。ですからちょっと何かあれば絶対にこの生徒をはねるんですよ。ですから、ぜひここは時間帯はこういう状態で通学できるようにしてほしいと思うんです。そうすると一方通行の措置が一番大切だと思うんです。

それから、もう1つ、中学校の前の交差点は今生徒がずっと五反田線で上ってきていますが、ここほとんど死角になるんですね、自転車が3台くらい並んだらあとは後の列は見えんですよ。この家の駐車場がありまして。ちょうどその位置でこれ見よって撮った写真ですけどね。ですから、交通整理をしないとやっぱり小学校の児童とは違いますから飛び出たりはしませんけど、慎重にやりますけど、やっぱり交通整理があると、もうそのとまらないですよ、車は。5日、12日、警察の方がおられんときは、もう生徒は車が、ときどきおられますよね。よく見たら中学校の関係者だったりするんですね。だから、もう交通整理はどうしても要ります。

それで、先ほど改良されたことについて申されましたが、私はこれに疑問があるんですよ。道路の改良をして、オーバーレイをやって白線を引いたと、これ2カ所やっておりますよ。地方線からすぐちょっとのところと中学校の体育館前。これがあって車がスピードを出すようになったんですよ、あれで、道路がよくなって、あの状況から言えば。そうしたら、鉄工所のところをざっとすごい勢いで下りてきますよ。

それと看板を立てたということですが、これ中学校から出た、もっと通学路という認識を高めてほしいという話があるんですが、看板には通学路って書いてないんですよ。スピードだけ落とせと書いてあるんですよ。どうしてここは生徒の通学路ですってという表示ができないのかと。だから、余り大したことは、私は進んでいないと思います。

それと五反田線の横断歩道、これも現地確認しましたが、あれはいわゆる道路を縦に横断、縦道をつくるようになるんですね、五反田線から言えば。通学路から言えば横断歩道ですけど。それからいずれにしても、そこ横断歩道をつくったとしてもあの家で死角になりますから誘導員が必要だと思います。一方通行にすれば解決しますから、これをぜひやっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） まず1点目の朝の時間帯の交通指導員の配置ということでございますが、町には交通指導員の条例がございまして、交通指導員の存在はございます。たまたま近くにお住まいの方が交通指導員というふうにお聞きしておりますから、できる限りそういう形でのご協力を得ていきたいというふうに思いますし、また町長部局とも十分協議をしてまいりたいというふうに思います。

次にもう1点、コメリのところからの一方通行でございます。先ほど横断歩道についても通行どめの箇所が少し出て、地元の了解が得られないというお話をさせていただきましたが、根本的に中学校前の交差点については、私は個人的な意見ではございますけど、線形改良以外ないというふうに思っています。駐車場として利用している、以前貨物運送会社の関係の土地が町の土地になっておりますから、真っすぐ校門に向けて新五反田線なんですけど、信号機から中学校の正門

に向けて真っすぐの交差点、確実な十字路の交差点ができるというふうに思いますから、そういうところでも考えていかなければならないかなという思いはしますが、ちょっと若干費用負担がかなりかかりますので、当面横断歩道の新設等に頑張っていきたいと思いますが、一方通行につきましても、簡単にできるものではないんですが、地元の了解を得ることが最低条件になりますから、この今の実態を含めて地元と協議をしていかなければならない状況があるかなというふうにご提案をいただいたことを踏まえて、これからいろんな交通安全担当課とも協議を重ねて進めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後 1 時から再開いたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 最後の質問ですが、私は現場に立ってみまして、危機感を持っているんですよ。毎朝そこに立つ先生が1人おられます。先生が本当にこの車とまるんじゃろうか、カーブにちょうど立つようになりますから、突っ込んでくるんじゃないかって何回もやっぱり恐怖心を覚えるという話もしておられました。

先ほどの教育長の答弁で、あそこ交差点でちゃんと整理するという話が出ました。それはそれで信号でもつけばいいと思うんですけど、小山自治会の中は改善されんのですよ。先ほど写真見せました。もう離合するためにはどんどんと自転車や歩行者の間に割り込まないと離合ができないという、通学路の状態は。

やっぱり事故が起きたらどうするんか、そこまでは言いませんけど、やっぱり危機感が要ると思うんです。やっぱり車社会で勝手に通学路をあれだけかえてきたんですよ。先ほど言いましたように、曾根保育園から新地までの間は車がほとんど通らない。それほど不自由を感じないから昔のまま残っていると。あとはこちらの都合で改造して生徒を路側帯にはじき出したと、こういう状況になっているんですよ。

それで、一番先ほどから心配し始めたのは、一方通行にしないで生徒を地方線におろしてちゅうようなことになったら本末転倒ですからね、通学路から地方線におろすようなことになったら。それで正面から五反田線で上がりなさいというようにかえたらですよ。それは確かに今の言った危険は減るかもしれんけど、そういう考えだけは絶対起こさないでほしいと思います。

それで、もっと危機感を持って、地元と一生懸命話をしてほしいの。私が見た限りでは、この大野のほうに向けてあの通りの方で、向けて出る車は何台かありますけど、中学校のほうに向け

て車は1台も見ませんでした。鉄工所に勤務する方が何人かおられて、あそこも鉄工所までは地方線から鉄工所までの間は一方通行にしたら支障が出ると思うんです。そういったこともよく調査されて協力を、だから難しいというんじゃなくて、まずやってみると、努力してみると、それでないと難しいかどうか、もともと通学路に皆さん、あそこにいるんなことをされたんですから、原点に戻ってぜひ進めてほしいと思います。

それと、交通指導員についてですが、町のいろんな巡視指導員の方を配置しようというのはそれはそれでいいですが、私はやっぱりお金かかって民間のガードマンを配置してでもやっぱりちゃんと朝の時間帯1時間、交通整理をお願いすると、あそこ1人立てばやっぱり地方線のほうも、小山のほうも若干は違うかもしれませんが、スピードも落としますし、ぜひこれはお金の問題ではなくて、ぜひ実現をさせてほしいと思いますし、予算を握っておられる町長のほうにもよくその点をお願いをしておきたいと思うんです。

起きてからでは遅いですから、危機感を持ってお願いをいたします。感想があればお願いします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 通学路の実態につきましては、私も毎月1回は校門前に立って生徒を迎えると言いますか、あいさつ運動の一つとして行っておりますから、そういった危機感というのは同じように持っているという認識をしていただければありがたいと思っております。

本日ご提案いただきました内容、できるできないは別にして教育委員会、そしてまた交通安全担当課の総務課ともどもできることから始めてみたいというのが感想でございます。

.....

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ちょっと質問の前にちょっと一言、ちょっと言わせてください。

この議会で私もちょうど1年になります。で、2年目のスタートになりますので、1年間どうもありがとうございました。

それと、自分なりに1年間ちょっと振り返ってみたんですね。そして感じたことをちょっと一言言わせてください。1年間振り返って私なりに感じたことは、すべてがマンネリ化して現状より一歩前進しようとする勇気や行動がないことで、ただ時間が過ぎて1年間の、1年前の平生町のままであるということ。だから、町長や町職員及び私たち議員も、過去の慣例などにとらわれず新生平生町を目指して、私たち全員で新しいことに挑戦したり、一歩前進する勇気を持って行動することではないでしょうか。

そして今、平岡議員もいろいろ言われましたけど、要するにものごとをやっぱり挑戦してやらんことには前に進まんのですよね。だから、結果を恐れずにやはりもうやるのが僕は大事だと

思います。で、実際にはこれ以上平生町何をやろうが、これ以上平生町悪くならないと思います。今が最悪だと私自身思っています。

ということで、皆さんの一人一人の行動あるのみですので、よろしくお願いします。

で、これから私も平生町、新生平生町のために今までどおりに言いたいことを言ったり、いろんな行動をしますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

それで、今回の質問もときどきちょっと内容が脱線したり言葉遣いが悪くなるかも知れませんが、これも平生町のことのためと御理解の上、御答弁できる範囲でいいですから、よろしくお願いします。ということで一応質問に入らせていただきます。

一応この第4次平生町総合計画の中のその施策25に掲げてある安全・安心で安定した水の供給、一応皆さんも御存じだと思いますけど、平生平野部は、中心とする水道給水区は田布施平生水道企業団により給水を行っている。で、上水道の給水区以外では佐賀地区、そして大野地区の山間部においては簡易水道、飲料水供給事業によりそれぞれ給水を行っています。そして、平成13年度から水量を安定して確保できるよう柳井地区広域水道用水事業の用水受給を開始し、上水道と簡易水道事業の給水区域の必要水量を確保されています。

それで、これらのことで、水道事業のことで1つとして、水道事業の一元化推進についてで、現状と課題で簡易水道事業、飲料水事業と上水道事業を統合し、維持管理を一元化することで効率的な水道事業の運営を行う必要があると言われていまして、これの具体的な考えを一応お聞きしたいと思います。要するに一元化したら、効率的な水道事業が運営ができるということを書かれていますので、これを重点的に説明をお願いします。

それと、2番目に、水道事業の経営基盤の強化について、現状と課題で、柳井地区広域水道の受水量が本町の水道事業の経営を圧迫していることから、総合的な経営基盤の改善を図る必要があると言われていまして。その総合的な基盤の、経営基盤のその改良ということを具体的にお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 水道事業に関連をいたしまして、まず1つは一元化の推進についてということで、具体的に総合計画に掲げてある現状と課題について、これを具体的に説明せよという質問でございます。

まず、簡水の統合のお話でございますが、本町としては今佐賀と尾国の簡易水道、それから佐合島の飲料供給施設、飲供の施設、蔭平、日向平の飲料供給施設、これらを田布施平生水道企業団に統合すると、上水道の事業に統合するという計画を今進めさせていただいております。統合については、補助制度が平成28年度末で廃止ということをにらみながら、今回の統合事業を今進めさせていただいております。既に22年度からこの取り組みをスタートさせておまして、

統合時期については佐賀の簡水、尾国簡水、それから佐合島の飲供の施設については、平成25年度へ。それから蔭平、日向平の施設については、平成27年度に統合する計画で進めております。

先ほども言いましたように、既にソフト事業で固定資産の調査等々からスタートしてこれから平成26年度までの間に、送水管や遠方監視システム等のハードの整備を行って、全体の事業費が約1億2,800万円、その4分の1が国庫補助ということになっております。

統合によって一元化することによって効率的な水道運営ということでございますが、統合に伴う効果として、当然一方で起債償還に伴う負担金がありますけど、一般会計からのいわゆる簡水事業への繰出金ということは、この削減されていくわけですから、間違いなくその点はメリットにつながっていくというふうに考えております。

それから、2点目の広域水道の受水費が水道事業経営、これは田布施平生水道企業団、本町も関連をしておりますから、こうした状況に対して総合的な経営基盤の改善と。これは水道企業団の経営基盤の改善を図っていかなければいけないということで、これ一つは、この前からの県の助成金についてこれを引き続き求めるということで、これは水道議会でもいろいろ議論をされてきたわけでございますけれども、それぞれ関係する市町が協力しながら県への要望を進めてきて、5年間の助成が決定をされるということが1つ。

それから、もう1つは、今給水水量等の変更についてということで、これは平生田布施が企業長連名でそれぞれ町長と企業団へ、広域水道の企業団への要望活動を進めておると。これが2つ目。

それから、3つ目は、これはもう既に議員も水道議会で御承知のとおりでございますが、両町の副町長や総合政策課長、建設課長等々加わって、いわゆる経営改革委員会、これを設置をして取り組みを進めてきました。その経営改革の案がこの2月に策定をされまして企業長に答申をされた。水道議会にも3月に報告をされております。

で、具体的には企業団経営が安定する間、受水費相当額を両町で補助することが1つ。それから、過剰な施設はこれからできるだけ廃止をしていこうと。3つ目には、工業用水の低廉化を実現させるため、これなかなか検討は今してきておるわけでございますけれども、何とかその努力はこれからも続けていこうと、こういうことになっておりますが、この3点を中心にこの経営計画の取りまとめはされ報告をされたということでございまして、こうした経営基盤の強化に向けての取り組みが進められておるという状況でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません、今統合したら一応一般会計からのあれが少なくなると言われましたけど、最終的には田布施水道企業団についていくんだから、一般会計じゃなく

て特別会計でプラスアルファになるということですよ。

そして、要するに私が思っているのは、水道事業の一元化でそういう安定供給できるような最終活用いろいろ言われていますけど、今町長言われたように、簡易水道と飲料水事業の蔭平、日向平を田布施水道企業団に合併すると、それが最終目標ですか。これは僕自身が飛躍するんじゃないけど、要するに一元化をするんやったらもう柳井広域とのその田布施企業団の一元化というのも、これは企業団の話と言われたらそれまでですけど、その平生町としては要するにその企業団に合併したら水道事業というのはもうただ補助金を出すだけで終わるといえるということですか。

それと2番目に、経営基盤のいろいろ言われましたけど、最終的には補助金が向こう5年間出ます。出ますけど、その5年間で極端に言ったら、最初から5年後というのはもう5分の1ずつずつ減っていくんですよ。最終的にはゼロになる。その5分の1減っていくのにプラスアルファ毎年、今平生町から赤字補てんいろいろその財政基盤で、基盤のために出している金をその5分の1ずつふやしていくのか。要するに企業への高料金の補助金が減っていくのを一応今度は75%になるのをやめて、その分だけは県の補助が減った分だけは平生町で補てんするのか。

そういうのを一応、そういうことと、単純に補助金が、経営基盤のために補助金を継続してやりましたと。それ僕自身としたら補助金、補助金、補助金というそういうことの言い方をしよったら、結局本当に経営基盤に、本当にそんなことやったんじゃないかと。僕自身は補助金を継続するんやったら今まで何もやってないと、僕自身は一緒だと思います、はっきり言うて。

今工業用水もいろいろ言われましたけど、工業用水もどのような方向で平生町のその企業を守るためにどういうやり方をするのか。極端言ったら、田布施企業団で決めた工業用水はこれだけですと、それやったら平生町でいくらか見てやろうと。そういう考えやそういうことは町長に考えがあるのか、答えられる範囲でいいですから、よろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 一つの統合の問題と、簡水の統合、それから水道事業そのものの広域化という一つの大きなこれはまたテーマがあります。これはいろいろ全国的にもできるだけ水道事業の広域化の今議論が行われておりますが、当地域においても柳井の広域水道を含めて、これは広域化の議論はしていこうということで、これは両町の申し入れに対して柳井広域水道企業団の企業長は今、井原市長さんですが、そちらのほうからもそういう将来に向けての検討はお互いにしていきたいと思います。

それから、今後責任水量制供給単価水道事業の広域化等について関係市町及びその水道事業体とともに検討し、最善の結論を得ることが最も重要と考えております。したがって、平成24年度、企業長、副企業長、企業団議会担当課長会議等において協議を重ね、平成25年度の予算を作成する時期である平成24年11月ごろを目途に結論を得るように努力をしてまいりたいと、

これが我々の申し入れに対する広域水道企業団の答えです。

で、したがって、そこに向けて今協議がこれからもまだ今事務レベルでいろいろ協議が進められていると思いますが、今から副企業長会議、企業長会議という形になってこようというふうに思っております。

それから、もう1つは、工業用水の関係でございますが、これは現実に工業用水については今日までもさまざまな検討を行ってまいりました。産業政策の一環ということも踏まえて、以前は、今は一緒に民生用としておりますが、以前はむしろ逆に民生優先ということで、産業用のほうがむしろ高い時代がありました。今は同じようなやっぱりレベルにしようと、むしろ逆に地域によっては産業政策の一環として工業用水については工業用水もあるし水道料金もそのほうが安くして企業誘致に取り組んだらどうかというようなケースもあるわけですから、少なくともそういう形で水の量が確保できるようになったわけですから、せめて民生と企業用については同じに下げようということで今、させていただいております。以前は、この辺は湯水地帯で水がなかった。だから民生とにかく優先、そういう格好で水の単価を決めて、今広域水道ができましたんで、全体的に水の量が確保できるということで、そういう形でやっております。

しかし、根本的にはおっしゃるように、工業用水を本当に考えていかなければいけないということで、いろんなケースを想定しながらやってまいりましたが、まだ具体的にじゃあこれでいきましょうという形にはなっておりません。これからも引き続きこの問題は検討課題というふうに受けとめております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） そういうことで、一応町長も最終的にはもう広域も柳井広域とのあれも一応考えているということで、そういう考えでいいですね。

それで今、工業用水にしても検討検討じゃなしに、やはりもう実施する時期ですよ、もう。検討検討、何年前から資料を見よったら検討検討という格好でされていますけど、こちらは今、水道事業の経営基盤の強化ですね、一応一言、私も田布施平生企業団としてこの議会を一応、議会を代表して行っているの、皆さんの意見やそういうのを一応自分なりに参考にしたいと思しますので、これも答える範囲でいいですので。

極端言ったら、田布施平生水道事業はもう合併したらもう田布施平生水道企業団1本になるんですよ。最終的に、28年、蔭平、日向平が最終的に合併したら。ということはもう田布施平生企業団1本になるということは、それに対して、極端言うたら補助金、いろんなこう一応出しますよね。金は出す口は出さんじゃなしに、やはり経営基盤のためには平生町としてそういう要望、意見などを一応出す考えがあるのか、それを一言よろしくお願いたします。

単純にお金は出して、言われたとおりお金は出しますよと。しかし、田布施平生水道企業団さ

ん、こうこうやからおたくらもちょっと経営の改善してくれと、そういう金は出す、口も出す、そういうことをやる、単純に金だけ出して口は出しませんよという考えですかということを一応聞きたいです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） やっぱり企業団の運営ということは両町でやるわけですし、さっき言ったように、その安定をするまでは両町がそれを見ましようということでやっております以上は、この経営についてはやっぱりそれなりの企業長、副企業長という責任において運営に責任を持っていかなければいけない。

で、議会もそういう意味では両町から議員さんが入っていただいて、議会としてまた水道議会としての意思決定もいただくということで、両町の意味、それから議会の意思と、そういうものも十分反映をされていくものというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 次2点目、ちょっときて、2点目で公共施設などのインフラ整備について一応お伺いいたします。

インフラというのは社会基盤の整備で交通、通信、電力、水道、公共施設などの社会や産業の基盤としての整備される施設と一応辞書を引いたら書いてありました。一つ公共施設の箱物の老朽化の実態について、公共施設、箱物の老朽化の実態を平生町で把握しておるのですか。把握しているならそれらの計画及び対策、把握していないなら今後どうするか一応お聞かせください。

で、これはあれなんですけど、参考なんですけど、この前3月31日にNHKのスペシャルで、シリーズ日本新生「インフラ危機を乗り越えろ」で一応報道されておりました。そのときに総務省のそのアンケートで老朽化の実態を把握するというのが80%、それで老朽化の実態を公表する必要はない、考えはないが30%、それで老朽化を住民に知らせると誤解や動揺が広がるというのが72自治体ありました。

要するに、公表すると不安をあおる、誤解を招くというのは住民をばかにしているのでは、説明できない行政サイドの力量不足と反省してほしい、何かことが起こらないと動かない行政に不満があると、これが一応このNHKスペシャルシリーズの中の言葉です。ということ、これを踏まえてよろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 公共施設、インフラなどの整備についてということで、公共施設の老朽化について実情を把握しておるかということでございます。把握をしております。平成24年3月末で、公共施設と言われております町内の町民サービスを実現する場として公共建築物が93施設、総延べ面積が5万4,374平米、ただこれらが昭和50年から60年代にかけてか

なり多く建築をされております。したがって、施設設備の老朽化が進行している状況にあることは間違いありませんし、近い将来、かなりこの改築、改修ということが求められてくるであろうと。これは議会からも今までも御指摘をいただいた経過もございます。

そういうことも踏まえて、今それぞれ担当する課で所管の公共建物については行政財産として維持保全をしていかなければなりませんから、それぞれについては把握をしております。

で、問題はこれらをどういう整備に当たっては事業費がどうなって財源措置がどうなって防災上の建物位置づけ等々の優先順位を決定をして整備をしていかなければいけないということで、今公共建築物整備計画というのを今策定の準備を進めておりますが、問題は今申し上げましたような、順位をどうするか、あるいはまたそのための財源をどう確保していくのか、ここがやっぱり今一番大きなポイントになっております。

したがって、いろんな財源についてはいろんなケースがありますんで、この辺もしっかり柔軟な発想も取り入れながら確保をして、財源確保を図って、実効性のある計画になるように、現在も今取り組んでおりますが、引き続きこの取り組みは進めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応把握しておるとのことですね。だから、単純に各課に行って、この資料くれというのは外に出せるというわけですね。そういう理解でいいですね。

で、一応総務省がいろいろ発表されているのは、これからのインフラ更新というのはもう建物が半分以上となっているんですよ。最初から箱物をつくったときから修繕、更新といろいろこうわかったことですね。で、それを平生町のその財政が、今町長言われたように、財政厳しい平生町でこれから今の整備は本当に危機を乗り越えるのか、最終的には今回の曽根公民館のように計画も何もなかったら全部リース、建物はリース方式になっていくのか、それも一応お聞きしたいんですよ。

で、このよその市なんですけど、全部この3パターンで一応施工から修繕から更新って全部もう計画をつくっているんですよ。これを見たように、市立体育館、図書館、民俗資料館、市民館、地区公民館、小学校、中学校って全部、そういうのはすぐ、きょう見たいんやったらインターネットで見れる状態なんですよ、よそは。平生町はどういう感じでされているかわかりませんが、今町長が言われたように、把握しているということは各課に行ったらもうすぐ資料は出るということで僕はそういうふうに理解をしています。

で、僕自身、僕のことを言うんじゃないですけど、僕も一応企業で40数年仕事をしてきました。それで、その場その場でいろいろトップがかわります、はっきり言うて。トップがかわったとき、そのときに自分の利益だけを追っかけて、機械の設備に金を投資せんでもう利益利益で走

る人もおるんですよ。そういうつけがものすごいんですよ。最終的にはもう設備の更新を全般的にやらんといかん。そうやってそういう利益は1つも無い。最終的な結果はマイナスなんですよ。それは町長の考えでその先送りは恐らくないと思いますけど、だから今後そういうふうになんか把握されているなら、こうこうで今回は曾根公民館はリースになったけど、次からはリース方式のあれである程度の考えが有りますと。そういう考えがありましたら一言よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。
町長（山田 健一君） 先ほども言いましたように、所管ごとのあれは、データは出ておりますから、そしてまた今の現状について把握をしながら計画の策定を今進めております。

で、問題は本当に財源が確保できるという前提であれば、あすの日にもすぐさっき言ったような絵は書けるんでありますけど、問題はそこの財源を具体的にどういう補助制度を活用して、あるいは交付税措置がどの程度あってやっていけるんかというようなことも含めて、いろんなやっぱり検討をして、できるだけ有利な財源を活用しながらやっていく。もちろん耐震の問題も含めてありますけれども、できるだけそういう作業を、今それぞれが検討しながら進めさせていただいておると。まとまった財源があれば、対応はすぐさま可能でありますけど、なかなかそういう状況ではありませんから、知恵を出しながらやっていかざるを得ないというのが現況だと思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ということは、一応そういう補助金がなかったら耐用年数が来てもそのまま行く可能性もあるし、リース方式になるちゅうことも考えられるということですよ。で、そういう場合には、これもずっといろいろこれ見たら、町民にいろいろその情報公開をどんどんしなさいって書いてあるんですよ。これがどんどん今言われたように、インフラで膨大なその整備で金がかかるということは、町民を巻き込んで行政サイドや議員、僕らだけでやるんじゃなしに、町民にも情報を流しながら、町民の考えを入れながらやりなさいと。で、これ平生町もやられていると思いますけれども、長野県の下條村にしても人口4,000人か、そのぶんは、インフラ工事はほとんどもう村民の、この前テレビでちょっと見たら本当年寄りがやっているんですよ。それで、それやったら材料費が5分の1で済むと。それで、月の第何日曜日はそのそういうその道路の整備、生コンだけが来てから本当じいさん、ばあさんがいろんなそのくわ、いろんなその道具を持って集まっていってます。これは仕方がない、金がないから仕方がないんじゃからもうやらんばしょうがない、えらいけどというような言い方をされています。

ということは、それだけいろんなその情報が流れているんですよ、はっきり。だからそういう情報を住民にもわかりやすいその情報発信というか、だから今後平生はこうなる、でこうなります。そして地震が来たらこうなります。そしてそういう設備がこういうふうにかかるけど、

今こういう財政ですから、今計画に一応やっているけど、最終的には住民にそういうお願いもするかもわかりませんと。

そしてお互いにその理解し合ったらスムーズに前に進むんですよ。単純に何事も住民サービスばんばんばんばんやられたら私らのように聞いてなかった、すぐ反発しとうなるわけ。だから、やはりそういうその最初言うたように、恐がらなくていいんですけども、自信を持ってどんどんそのそういう発信をしてもらいたいわけ。

だから、そういう考えだけを聞かせてきょうの質問を終わりますので、よろしくをお願いします。
議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） こういう公共施設ですから、当然財政措置を伴います。したがって、当然予算として皆さんに議会にもお諮りをするし、町民の皆さんにもこういうことをやりますよというのは諮って、その仕込むだけでどうこうというわけにはいきませんから、おっしゃるように、その、ただし問題は優先順位をどうつけていくかという課題はあると思うんです。したがってそのことについては今申し上げましたように、それぞれ防災上の観点を含めてどちらを優先させていくかと、これはこれでまた町民の皆さんにはいろいろ、いろんなツールを使って情報提供をしていくと。町としての考え方なり、それから先ほどおっしゃったように、みんなでここはやりましょうと、現物支給をやりますから、皆さんでぜひやってくださいというようなケースは本町の場合もあるわけですから、できるだけそうやって皆さんと一緒にまさに協働のまちづくりを進めようということでの情報開示はしっかり、今までもそれは十分でないかもしれませんが、努力をさせていただきまし、これからも努力をしていきたいというふうに考えております。

.....

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告しております障害者支援について質問をいたします。

障害のあるなしにかかわらず、すべての町民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、平生町障がい者福祉計画が立てられ実施されているところです。自立した生活を支えるには、福祉、保健、医療、教育、就労支援と多岐にわたった施策が必要です。前回の計画は平成21年度から23年度となっており、このたび第3期障がい福祉計画と一体的な新しい基本計画が示されたところです。

前回の期間中に国においては改訂障害者自立支援法が成立して、利用者負担の見直しや新たに発達障害が対象に加えられるなど変化がありました。平生町内でも高齢化や慢性疾患などにより対象者の増加傾向が見られます。これらの変化を踏まえながら前回の計画の3年間でどういう成果が上がり、課題は何かをまず質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） かなりこの障害者自立支援法に伴っているいろんな行ったり来たり、またつなぎ法ができて、また己の負担に返るとか、かなりいろんなこの途中で経緯がございまして、これから総合福祉法ですか、障害者の25年度に予定をされておりますけれども、それに向けての動きがある中でいろんな取り組みをしていかなければいけないということで、この今年度から3年間のサービスの必要量というのを今回決めさせていただきました。

しかし、何点か総括と言いますか、課題がございます。1つは、相談支援体制でございまして、いろんな相談支援事業を委託しておりますけれども、相談内容が多様化しております。迅速で細やかな支援が決して十分だとは言えないというようなこともあって、これらの反省に基づいて相談体制をこれから整えていかなければいけない、これ一つの全計画の総括を踏まえて打ち出しております。

それから、就労支援についてもなかなか一般就労に結びついていない、しっかり関係機関と連携を十分とってこれからも進めていかなければいけない。

それから、3つ目には、地域生活の移行支援ということで、施設から退所希望者、あるいはまた退所、退院後の生活を支える仕組み、この辺の生活、地域生活へ移行していく支援、こちら辺についても反省を踏まえた対応をしていかなければいけないということで、この3期の計画につなげてきているということです。

御指摘のように、本町でも手帳の所持者は年々増加傾向にありますし、できるだけ、いわゆる基本的な自立へ向けたサービスということをしっかりやっていかなければいけないし、そのための体制をつくり上げていこうということで、今柳井圏域1市4町での相談事業所、サービス提供事業所等々を、あるいはまた行政が連携をして地域自立支援協議会を発足をさせて、今それぞれ取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

いろんな情勢の変化と言いますか、大きな国の流れ、そういった中でこのまた本町としてのその取り組みございますが、しっかり動向を踏まえている施策の変化には的確に対応していかなければなりません、障害者の自立に向けての基本的な理念というのはしっかりそれを根本的に置いて、我々としても取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところであります。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 相談体制の、相談支援の体制のあり方と言いますか、障害は精神障害、そして身体障害、そして知的障害と大きく3つに分けられるわけなんですけれど、その相談体制というものは非常に大事になってまいりますので、そのあたりを1市4町で共有しながらやっていかれるということで、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、就労支援は

今こういった状況ですから大変難しい中でしょうけれど、そういった就労支援に特化する研修もございますから、そういった研修をしっかりと受けられて就労支援もしていただきたい。そして、地域生活移行支援も施設から地域へという国の流れもございますから、そういった中で支援をきっちりしていかななくてはならない。

そういったことで、計画の中にはいろんなことが書いてございます。総花的になりますから、また上位の法律によってつくられているところも多々ありますので、こういった計画になるとは私も理解しております。

で、その中で具体的に私は3つほどちょっとお伺いしたいと思います。まず先ほどの相談もそうなんですけれど、支援メニューをどう組み合わせるかというのがとても大切になってきます。その方その方によって支援メニューというのは全部かわってきますので、これをうまく使いこなすことが自立へつながるということになるんですけれど、そういった相談体制がどういうふうになっているかというか、例えばお年寄りの場合はケアマネジャーというのがいて、こういった計画を立てたら生活で、在宅で支障なく生活ができるというようなケアマネジャーという方がいらっしゃいます。今もそういった相談体制はとられているとは聞いておりますけれど、今度障害対応のケアマネジャーもできる、3年後ぐらいに今の普通のケアマネジャーが9時間ほどそういった障害者用の勉強をすれば、障害者用のケアプランが立てられるケアマネジャーがとられるというふうに聞いております。

今からそういったあたりもやっていかないといけない、町としてやっていかないといけないと思いますので、そのあたりのことを今どういうふうにご利用計画を立てられているか。

そして、2番目は、自主的な活動のサポート体制についてですけれど、障害者団体や家族の会の活動状況はどうなっているのでしょうか。なかなか障害者の方がこう外に出ていらっしゃるという姿を余り見ないような気がします。隣の田布施町ではそういった障害者の方がクラブ活動として風船バレーをされてたり、文化活動にいそしんだりされておりますけれど、平生町はどのようになっているのか。また、地域活動や行事への参加、スポーツ、文化活動への支援体制はどうなっているかお聞きいたします。

昨年、山口大会の際に平生町は電動車いすサッカーの会場となりました。これは体育館の改造やら体育指導員を中心に受け入れ態勢を整えられたと思います。このときの試合は全国初の試みだと聞いておりますので、この成果をどのように障害者のスポーツ振興に役立てていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

3つ目は、虐待防止についてです。障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加のためにも障害者に対する虐待を防止することは極めて重要であるとして国は障害者虐待防止法をこの10月1日から施行予定です。これについての対応はどのように考えて

おられるのか。

以上3つ、利用計画の立て方と自主的な活動のサポート体制、そして虐待防止法での取り組みについてお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 今細田議員さんから3点ばかり御質問をいただきました。で、まず1点目でございます。障害者に対するいわゆるサービスの支援メニュー、このあたりの関係でございますけど、障害者に対するサービス利用計画の作成、これにつきましては本年4月からは、新しく障害程度区分の認定を受けられた方につきましては、特定相談支援事業所が策定いたしますサービス利用計画案を提出していただき、町が支給決定をするということになっております。この計画書の、利用計画の内容でございますけど、障害福祉サービスの種類、内容、それから量、そういったものに加えて保険医療サービスの内容なども含めて、この計画に位置づけて、そういった計画を作成いたしまして町のほうに提出していただくということになっております。で、そのほかの、新規でない方につきましてはこの3年以内にそのサービス利用計画案を策定して提出していただくということになっております。

それから、2点目の自主的な活動サポート、家族の会の活動の状況でございます。で、現在活動、具体的に活動されておりますのは、身体障害者の団体でございますけど、毎年山口市で開催されておりますキラリンピック、こういったものに参加されております。また、そのほか県の総合社会福祉大会、あるいは県の障害者芸術文化祭、こういったものにも毎年参加をされております。

先ほど、国体に関連して御提言がございました。本町におきましても山口国体で電動車いすサッカー競技をデモンストレーション競技として開催いたしました。で、障害のある人も障害のない人も一緒になって大会を盛り上げ、福祉にやさしいまちづくりをPRできたと思っておりますし、障害者スポーツへの関心も高まってきたのではないかなというふうに思っております。

これまで障害者のレクリエーション参加を阻害している要因といたしまして、1つは指導者不足というようなものが指摘をされておりました。で、このたび活動エリアを柳井市、田布施町、平生町、上関町、この1市4町といたしましては、山口県障害者スポーツ指導者協議会柳井地域連絡会議というものが本年2月に発足をいたしております。現在10名の方が指導者登録をされております。で、今後におきましてはこの指導者連絡会議、あるいは町の体育指導員さんもいらっしゃるんですけど、スポーツレクリエーションプログラムとしてどのようなものがあるか、町内のイベントなどを通して広く紹介をする取り組みからスタートさせまして、気軽にスポーツやレ

クリエイションを楽しむことができるように参加機会の拡充につながればというふうに思っております。将来的には仲間づくり、あるいは組織づくりにつながればという思いもいたしております。

それから、3点目の虐待防止の関係でございます。障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、これが本年10月1日から施行となります。これに伴いまして10月1日から相談窓口を設置する必要がございます。

現在、柳井地域1市4町、柳井市、郡内3町、周防大島町ですけど、この1市4町で相談窓口を共同設置する方向で現在協議をしておるところでございます。7月には国のほうから具体的な指針も示されるというふうに聞いております。

以上3点についてお答えをさせていただきました。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 障害者の福祉計画も、それからお年寄りのものもそうなんですけど、内容的にとても難しいことが多いので、計画を立てるときにはそういった支援をしてしっかり自立に向けた相談体制をとっていただきたいと思っております。

そして、先ほどイベントなんかに、指導者不足が今まで問題だったという話と、1市4町で指導者も指導できるようになったというお話がございました。平生町内にもそういった障害者のスポーツの指導員がおられます。そういった方と一緒に手を組みながら、例えばファミリーレクリエーションなんかでいろんな障害者用のフリスビーとかボッチャとか風船バレーとかいろんな科目、種目がございますので、そういったものをまず皆さんに見せていただいて、あとは障害者グループなんか、例えば新聞とかそういったもので呼びかけてクラブ活動、クラブをつくってもらう、そういったことに平生町も助成していくとか、そういったことも考えられると思います。

先日というか、3月に要約筆記ふうしゃで耳の聞こえにくい方のダンサーをお呼びして、アクティブやないで講演会とダンスを見せていただくというのを企画いたしました。そのときには福祉関係の人、そしてダンスに興味のある方、また難聴者の方が集まりました。そのときの感動をみんなで共有したわけなんですけれど、本当に障害者の方たち、出会ってとても嬉しそうにされてましたし、私たちもその西畑さんという方が講演者だったんですけど、西畑さんの講演を聞いて非常に感動をいたしました。

これからやはり障害者がいろんなところで出かけて自立して動けるような平生町のまちづくりをしていただけたらと思いますので、この計画に沿って行政のほうはしっかりやる、そして障害者は自らの力を使ってもっとこう外に出れるように頑張る、そして私たち住民もそれをサポートするような、そういった仕組みづくりができないかなと思いますけど、そのあたりのことはどう考えておられますでしょうか。お願いいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後２時１０分からいたします。

午後１時５３分休憩

午後２時１０分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 最初に１点ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

先ほどの体育指導員というふうに申しましたけど、この４月からスポーツ推進委員となっております。済みません、よろしく願いいたします。

先ほどの質問でございます。障害者がスポーツ、レクリエーションなどに主体的に参加して楽しむことができるよう活動の支援体制づくり、こういうところに取り組むことが障害者の社会参加につながるというふうに思いますし、御指摘がありましたように、指導者、あるいはスポーツボランティア、こういった方々がうまく連携した仕組みづくりを構築して推進していくということが大事だと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（８番 細田留美子さん） では次にまいります。

住民が主役の地域づくりについて質問いたします。

地方分権の流れにより、各自治体において自己決定と自己責任が求められています。しかし、平生町でも少子高齢化により人口が減少しており、住民を取り巻く環境も大きく変化し、その結果、自治体の基盤や機能の衰退と婦人会や子ども会、老人クラブなど各種団体の組織率も活動も低下してきております。

経済状況も厳しい中、行政運営もままならず、活路を住民や民間の資源を活用することで切り開くために、そして住民主体の地域づくりを目指して平生町まちづくり条例、これは仮の名称ということですが、今回の質問では平生町まちづくり条例という名前を使わせていただきます。が検討されているところです。

この条例が住民主体のまちづくりのため、また行政機能の存続のために欠かせない条例となることを期待しております。

町長はこれまでも住民と協働のまちづくりを提唱されてきました。この条例に込められた町長の構想をお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平生町まちづくり条例、仮称でございますけれども、について、住民が主体の地域づくりに向けて町民、行政が知恵を出し合いながらこういう地域の今少子高齢時代を迎えてコミュニティの力が落ちておるといような状況の中で、まちづくりに取り組んでいく1つの大きなきっかけになればと、こういう気持ちでこの条例の今策定に取り組まさせていただきます。

で、早くから協働のまちづくりということで本町では提唱させていただいておまして、できるだけ行政主導から本当にこの地域でそれぞれ頑張っておられる方々のそれぞれの分野での頑張りを地域全体に広げていけるようにということで、その輪を広げるべく連携を深める努力を今までしていただいて、それを町がバックアップをすることで、取り組みを進めさせていただいております。改めてこの時点で協働のまちづくりというものを具体的な条例という形にして、町民として、あるいはまた行政としても本当にこの地域の力が発揮できる、そういうまちづくりに向けていきたいなという思いが1つ。

それからもう1つは、今も私はやっぱりつくり上げていく一つのプロセスも大事だということで、今住民の皆さんや町の職員も今合同部会ということでいろいろ参加をいただいて、それぞれブレインストーミングじゃありませんけど、いろいろ若手職員にも参加をいただいて知恵を出しながら頑張らせていただいております。やっぱりこういう作業を通じて職員のほうも行政のサイドも意識改革をやっぱりやっていって、本当にこの地域の皆さんの行政に対する信頼をどう勝ち得ていくのかと、やっぱりそのことが一つ行政運営をしていく上で大変大事な大きなテーマだというふうにも思っておりますので、これはこれでしっかりお互いにこの知恵を出し合って、何とかいい形の姿にしていきたいなというふうに思っております。

何とかこの12月の議会だったと思いますが、平岡議員からも協働のまちづくりについてとまちづくり条例にかける思いということで、特に公民館のあり方等も今日も出ておりましたけれども、いろいろそういう地域のこのネットワークのあり方、この辺にやっぱりこれからみんなが力を合わせてまちづくりをやっていかないと、本当にこれからの時代を乗り切っていくことにならんというふうに思いますので、これはぜひ次につなげる、つくることが目的ではありませんので、やっぱりこれを一つのスタートにして、きっかけにして取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） どこもなんですけれど、住民の目は厳しくて、さらなる行政の減量化を求めたり、でもサービスは、もっとサービスしてねという話が出たりしています。

そういった課題を解決していく中で、その公共の一部、今まで行政がやってた仕事の一部を住

民に、もしくは民間にという流れが今できているように思っております。

で、こういったまちづくり条例みたいなものがいるんなところでできております。で、平生町においては、だから行政が今までやってた仕事を住民側に移していこうという道の流れがあるのかないのか。

このまちづくり条例を読んでおりますと、これ結構厳しいと言うか、行政だけが公共性を担うのではなく住民もその一端を担う覚悟を持ってくれ、これが契約書なんだよというようなことも、ちょっとこの仮称の平生町まちづくり条例を読んでみますと、中には入っているように思います。で、そうとするのなら住民にある程度の公共事業と言うか、行政の仕事を請け負ってもらうのなら、それが住民であろうと民間であろうとなんですけど、行政側のノウハウを住民側に伝えていく、民間側に伝えていくという努力も要りますし、今嬉しいことにちょっと平生町の中でまちづくりについてちょっと活動しようというグループが3つ4つ今でき上がりつつあります。そういったものの、町民活動支援センターみたいなものをお考えなのか、そのあたりのことを伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） いろいろ地域によっていろんな形があると思います。本町の場合、今この作業を通じていろんな地域でボランティア的に頑張っている皆さんや、きょうも出ておりましたが、地区社協等含めて地域での見守り活動を含めて活動されている方、あるいはまちづくりに向けてのいろんな協力をしようということで協力をいただいている方々を含めて、できるだけ今、多様なそういう力を吸収していけるような形でこの条例作成作業にかかわっていただくようお願いもしております。

さらにそのことをきっかけにまたそのことが広がっていくように、今この作業を通じてどういう形が望ましいのか考えていきたいと。そういう市民活動を支援するセンター的なものをつくったり、あるいはNPOで立ち上げて、本町でも初めてNPOを立ち上げてやろうという方々も今実際にございますし、そういう方々の、いってみれば位置づけというのを、町のこれからの中でこの条例づくりをしながら位置づけをしていきたいというふうに考えております。

あらかじめよその地区でもあるように活動を支援していくセンターをつくって、そこでというようなことを今想定をしているわけではありませんで、それも一つの方法だとは思いますが、どういう方法が平生町にとっては一番いいのか、それはまたしっかり考えていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 先ほど平岡議員のほうからもありましたけど、公民館をどう位置づけるか、生涯学習の場としての今の教育委員会の管轄としての公民館を、例えばまちづく

りの拠点とするなら総務管轄にするとか、そういったお考えも含めてセンター的なことを考えていらっしゃるのかどうか。

あと、先ほど久保議員が言われたように、地域でできることは地域でやるための方策、いろいろな公共施設なんかもその住民が手を入れているという久保議員のお話がありましたけれど、そういったものも含めたお考えなのかどうかお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 一番いいのは、公民館単位にそういう地域組織がある程度理想的にでき上がって、そこがある程度の実際の組織的な活動ができるという形が望ましいんだというふうに思いますが、それぞれ地域によってみな実情が異なりますんで、その辺も一律にできるかどうかわかりませんが、できるだけ地域の実情にあった形のものを考えていきたい、できればいいなと。ここの地域は地区社協が中心になってやる、高齢者のそういう対応を中心にやる、あるいはこの地域はそういうNPOなんかで中心で町おこしをやっていこうという取り組み、いろんな取り組みがあっていいと思いますんで、あらかじめこうイメージを持ってこういう地域活動支援センターみたいなものを想定はしておりませんが、当然これは教育委員会とも協議をしなければいけない問題で、公民館の位置づけというのは大変これから大事なポイントになるだろうと。それと地域でその担っていく地域協議会と言いますか、地域組織、これをどうしていくのかと。この辺がやっぱり一つの大きな取り組むテーマというふうに考えております。

.....
議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） お待たせしました。6月定例会一般質問、今回はトリを務めさせていただきます。私の質問で本日の打ちどめということでありますので、早朝から皆さんお疲れとは思いますが、早目にやめますので、もうしばらくおつき合ください。

それでは、通告をしてあります2点、まず1番目、町長の朝の行政報告の中でもちょっと触れられておりました統合保育園の民営化についてということであります。で、内容はやはり保育方針と言いますか、保育姿勢、この姿勢というところに今回はこだわった、私はこだわったわけがあります。

先日、全員協議会方式で新園の責任者の方が来られて説明会という形で下の部屋のほうでありました。そのときに議事録もきょうあるんですが、それは議事録はいいんですが、ちょうど私の前の質問で、先輩議員が何か新しいこうユニークなこう取り組みを園としては考えておられますかという議員のほうから質問がありました。そうしますと、園の責任者の方が、語学、英会話を考えておるといようなことを責任者の方がお答えになりました。

これ私ちょうど聞いて素晴らしいと、2歳児、3歳児で英会話をちょっとでもかじらせようと

いう気持ちがあるということについて、私は素晴らしいなと、こういうふう感じたわけです。ですから、あの日は全く、そういうのがこの保育園の統合民営化についての最初の話のスタートは、私はここにおりませんでした。21年に最初にこの問題がスタートしたというふうに聞いておりますので、私は途中参加の形になりますから、途中からいらんことは言うまいということで、あの日は発言を控えるというつもりであったところが、その話が出ましたので、つい素晴らしいという気持ちでぜひ進めていただきたいというんで、すぐ私も追い打ちをかけて言うたら、ちょっとこう直前に取り組むというような素晴らしい気持ちを見せられて、ちょっとこう突っ込んでいくと腰が引けたような感じを私は受けたわけです。だから、これは語学の問題でありますから、それはもう言うてもそれは大変なこと、それを教えたりするそういう経緯そのあたりを考えれば大変なことだろうと、それはわかります。

ただ、だからやっぱりやるんならやる、やらないんならやらないと、やっぱり宝物を預ける、預かる、向こうとしては。宝物ちゅうのは私が言うんでなくて、町長がこれ言われたことなんです。4月の佐賀小学校の入学式のあいさつの中で、町長が7人の、今年は佐賀小学校7人のぴかぴかの1年生が入学があったわけです。その席で町長がそのかわいい7人の生徒さんに向かって、皆さんは地域の宝物でありますと、こういうことをやさしくほほ笑みかけてお話をされた。ぴかぴかの1年生が宝物であるならば3年、4年すれば当然1年生になってくるわけですね、今度新園に入るその園生の皆さんというのは、ですから当然宝物と、こういうことが言えるだろうと思います。ですから、その宝物を預かっていただくわけですから、やはり町としてはその姿勢をやはり指導というか、民営化したら任せると、町としたら一切言わないよというのか、それともやっぱりある程度は指導できる立場にあるという関係で、民営化しても続くのであれば、これをしっかりとこの姿勢というものを見守っていただきたいと、こういうことであります。その1点だけです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 保育に当たって、要するに民営化しますけれども、そのまま全部民営化するんだから民間に任せるのかと、それとも町として一定の関与をしていくのかという御質問でございます。

当然その保育園としてのその運営方針、内容について独自の取り組みなり園の特色があるものをぜひ打ち出してほしいなという我々も気持ちはありますが、同時に今までの本当にいいところ、公立でやっていいところ、逆にその改善をしたほうがいいところ、いろいろありますから、この辺については改善をしてほしいところは改善をしてほしいと。

当然、町としても行政としても後は任せっぱなしということではなしに、指導していくべきところは指導していかなければいけないというふうに思います。

現実には、毎月園長会議というのが、町のほうの担当のほうと園長さんとの会議を、園長会議を持っておりまして、そこでいろいろ情報交換をしたり、でここはこういうふうにしましょうやというようなことでのいろんな指導等含めて行われて、今現在もおりますので、これからもそういう形で運営がされていくものというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） 今町長からしっかり指導をしていくということでありまして。これ再質問をするような問題ではありません。今のお気持ちを聞いたんでそれで十分であります。で、1番はそれで終わります。

で、2番目、本町の文化、芸術への取り組みについてと、絵画、その他芸術作品の町内でのその臨時展示場ですか、こういうものが関係者の方の話によりますと、11月に文化祭がありますよね。体育館、武道館あたりを中心として、いろいろ屋外においても催し物があるわけですが、その体育館、武道館にいろんな年に1回のそのそういう会が、写真とか生け花とかいろいろあるんだと思いますが、もろもろのそういう芸術作品が町内の方でつくられる芸術作品というものがあられるわけですね。それを文化祭に展示をされるということ。

で、この文化祭のときには、何か私もよくは承知しておりませんが、会員という制度があるのか、その方は絵画を主に描いておられる方なんです、その方が言われる話だけで私は話をしていますので、間違いがあるかもわかりませんが、会員でない人はその文化祭の展示にも何かできないというような言い方をされたような気がします。

で、いわゆるそういう芸術、こういうもの絵画で言えば金山画伯ですかね、本町からもそういう素晴らしい方も出ておられます。これから将来そういう、やっぱりああいうものに携わる方というのは、やっぱりつくったものというか、描いたものというか、とったもの、造形物、それを自分の作品はやっぱりみんなに見てもらいたいという、こういう気持ちがやっぱり強いわけですね。私らはそういう芸術の心というのがまだない、その域に達してないんでありますんで、よく理解できないところもあるんですが、そういう方々というのはやっぱり自分の作品を見てもらいたいという気持ちがやっぱり強いというふうに感じました。

で、その発表の場がちょっと少ないじゃけど何とか、というような相談を受けまして、私もちょうどこの近辺ちょっといろいろ調べてみました。で、柳井は、皆さんも行かれたことがあるかもわかりませんが、西藏と言っているいろいろ金魚ちょうちんの制作、体験コーナー、そして柳井縞、何か機織りですか、反物、染物、そういうようなものがあるのもあります。別にその壁面にはギャラリー、いわゆる半分仕切ってはないけど真ん中にこう座れるものがあって、その壁面を鑑賞して絵画、これは常時できるそうです。火曜日は休みですから、1年中毎日というわけにはいきませんが、かなり年間にすればできると。ですから、柳井市がそうだからどうですかというつも

りは全くありません。今そういう関係者の方も全く美術館とかそういうレベルのようなものは全く望まれておるわけではないです。ただ、どこか空いた壁面があれば、これが利用できるようなことになればという程度のものであります。

そういう意味でそういうものの公開展示場を文化祭のだけの1日か2日でなくて、もうちょっと町内でこれを、場をつくっていただけますでしょうかと、こういうことであります。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございますが、総合文化展、毎年11月の初め、土日を含めて開催をいたしておりますが、武道館を使って町内の方々による、これは文化協会の加入団体の会員さんの作品展示ということではございますけど、もう30年、もっと前ぐらいから53年ごろというふうに聞いておりますが、自由作品の出品コーナー、そういったものも一角設けております。毎年お知らせ版でその作品展示の希望のある方を募っておりますので、総合文化展でも別に文化協会の会員じゃなくても展示できますから、今後もし御相談等ございました折にはそのように御紹介いただけたらと思ひますし、教育委員会のほう、あるいはまた公民館のほうに御協議いただければというふうに思ひます。

ただ、1日2日ということではなくて、少し長い期間展示できる場所はないかということでございますが、今歴史民俗資料館の1部屋に附属展示室というのがございまして、ここで町内各団体の方々の作品展示を特別展示という形でしております。これも個人でというよりか、大体が団体の方々の利用状況になっておりますが、これも毎月あるわけではございません。今平均して年3回ぐらい、ですからほとんどの月がその利用されてない状況というのがありますので、個人の方で展示、それだけの部屋に展示できる作品等があつて、それを町民の方々に鑑賞いただく機会というものを求められるなら、また御相談いただければ考えていきたいなという思ひもございまして、各地域には公民館もありまして、公民館祭り等もございまして。ここにもやはり自由作品の出展コーナーというのも可能でございますので、今全くそのそういう意味でシャットアウトされている状況ではないというふうに思っております。またいろいろございましたら御相談いただけたらと思ひます。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） この質問も改めて再質問というような内容でもありません。ですから、PRをちょっとしていただいて、非会員の方にもできるというようなものを、できるだけ広報とか何とかいろいろなものを通じてぜひPR活動をしていただきたいと思います。

終わります。

議長（福田 洋明君） 要望で結構ですか。答弁いいですか。

これをもって一般質問を終了いたします。

.....
議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 1点、自主防災組織119地区が設立されて、82%ということだったんですけど、昨年度末ぐらいに防災の民間の講習会のようなものがあって行ってきたんですけど、そのときに近隣の自治体は100%なので、特に東部が高い、で100%が二、三町あったんですけど、平生町も8割を、そのときの資料ですごい高い、ほかに比べて東部はすごい高いんだという話があったんですけど、実際それぞれの関係者の人に聞いてみると、あるだけのところが多いんですね。

それで、平生町はこの前は佐賀のほうで合同の防災訓練を行っていただいていますし、内容はほかに比べると高いものがあるんじゃないかと思うんですけど、その防災組織、これをまあここ数年ずっと組織率を上げることに重きを置いているというふうに、僕は感じているんですけども、もう段階として8割も結成されてますし、もう内容のほうにも特にシフトをされて、これから設立の率を上げていくというお話だったと思うんですけど、そうでなく、もっと内容を濃くしてしっかりやってくれるところにはしっかり行政もお手伝いしますよという方向にかえていかれたほうがいいんじゃないかと思うんですが、先ほどの行政報告では、その組織率のことが主であったような気がするんですけども、その辺について町長どのようにお考えですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 自主防災組織の関係ですが、平生町はかなり小さい自治会も含めてそれぞれカウントしてやっておりますから154ですか、の自治会でということですが、市町村によってはそのとり方が大きくとってここはできておるといようにやっている場合もありますんで、とり方によって違うと思いますけれども、率とすれば結構ここ充実してきたというふうに思っておりますし、佐賀の話が、佐賀100%いっておりますから、そういうふうにかなりでき上がってきたと思います。

やっぱり本当はそれが全部行きわたるよというのが基本的なスタンスではありますが、同時に御指摘のように、せっかくつくったものがやっぱり機能しなくては意味がないわけですから、それぞれの地域でいろんなその取り組みについては、今総務課の所管の中で、現実はこの防災の講習会とかそれからいろんな出前講座等やりながら、皆さんの意識を喚起をしながら、できる地域での防災訓練を含めて、今年は今度はちょっとこっち側のほうで、平生でやりますけれども、せっかくのこのできた防災組織が機能していくように、十分そこはこれからも力を入れていかなければいけないテーマというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 議案第4号で……（発言する者あり）

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平生町課制条例の一部を改正する条例、及び議案第3号平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 先ほど町長からもこの議案の報告の中でございましたが、この議案第2号平生町課制条例の一部を改正する条例の中で、これは総務省のほうからですが、これ通知が来ていると思うんですよ。その中で住民基本台帳に記載されていない外国人に対しても必要な行政サービスが受けられるようにせよと、こういう通知が来ていると思います。

それで、この当町のこの内容について検討されたかどうか、その辺をお伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 中本町民課長。

町民課長（中本 羊次君） ただいまの御質問でありますけど、在留期間が過ぎている等の外国人に対しての行政サービスが受けられるような対応はできているかという御質問であったと思います。お答えしたいと思います。入国管理法の規定によりまして在留することができる外国人以外の在留外国人についても行政サービスの根拠法等の趣旨、目的を踏まえて行政上の便益を受けられるよう必要に応じて外国人登録原票等の記録の適正な管理のあり方について検討を加え、必要な措置を講じるよう総務省のほうからの通知を受けております。改正住民基本台帳法の規定を踏まえ、引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号町道路線の認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 今回のこの町道認定は、見当違いの質問かもしれん、そのときは済みません。保育園の準備と考えていいんでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 副町長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） 今道路認定の、町道認定の件でございますけど、現在、保育園の、民間保育園の建設に向けて、地元の理解をいただくべく御協議をさせていただいております。で、この方向性が定まりましたら、開発申請といったような手続も出てまいりますので、そうしたことにおいて、開発行為において、この接続道路としての道路法で規定をされる道路に位置づける必要があるということで、そうしたことも含めてこのたび一緒に町道認定をさせていただくということでございます。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について、及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、報告第1号平成23年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、及び報告第2号平成23年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についての件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月15日の本会議を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に、日程第14、委員会付託を追加いたします。

・ ・

日程第14 委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第14、お諮りいたします。議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から議案第4号町道路線の認定についてまでの件、並びに承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第4号までの件、並びに承認第1号及び承認第2号の件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、6月22日午前10時から開会いたします。

午後2時53分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 松 本 武 士

署名議員 村 中 仁 司

平成24年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成24年6月22日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成24年6月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 町道路線の認定について
- 日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議員派遣の件
- 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 町道路線の認定について
- 日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議員派遣の件
- 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員（12名）

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君	書記 岩井 浩治君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			弘中 賢治君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	安村 和之君	佐賀出張所長	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			小島 康司君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において久保俊一議員、中川裕之議員を指名いたします。

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．承認第1号

日程第7．承認第2号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から日程第5、議案第4号町道路線の認定について並びに日程第6、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び日程第7、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括議題といたします。

本件に関し、6月14日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。 淵上正博産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（淵上 正博君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成24年6月14日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。及び 議案第4号につきまして、6月19日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査をいたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、及び議案第4号については、全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項については、この事業を6月補正予算に計上する理由は何かとの質問があり、この事業は、100%補助の県事業で、県から2月に実施要望の調査があり事業決定したことから、当初予算には間に合わず、今回、補正をお願いするものであるとの説明を受けました。

議案第4号については、町道認定する面積、メリット、認定する理由について、また、町道と

しての認定基準を満たしているのかとの質問があり、面積は1,140平米で、認定する理由は、この道路を拡張したときに私有地を含んでおり、その地権者の権利関係が整って、町道敷として登記することができるようになったことから、町道として認定をお願いするものである。メリットとしては、交付税対象となる。そして、町では、町道認定基準の取扱要綱を定めており、すべての要件を満たしているとの説明がありました。

また、町道とした後の管理はどうなるのかとの質問があり、旧静心園跡地とこの道路は、地元の自治会により管理がされているが、今後は、管理契約の内容を変更し、町道部分は、町が管理していくことになると思われるとの説明を受けました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いを申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成24年6月14日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第3号、並びに承認第1号及び承認第2号につきまして、6月20日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第3号並びに承認第1号及び承認第2号につきましては、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般では、質疑はありませんでした。

歳出では、総務費の一般管理費において、このコミュニティ助成事業は、堅ヶ浜里山の会に対する助成事業であるが、今後の地域の展望はどこに向かっていくのか、また町にとって、どのような効果があるのかとの質問があり、補助金申請における活動内容として、休耕田の整備を初め、ソバの栽培もされており、地域を巻き込んでの地域再生、地域活性化に取り組んでおられる団体ということで、大いに期待をしているとの説明がありました。

議案第2号については、現状における国別の外国人登録者数についての質問があり、今年の3月31日現在で、韓国・朝鮮の関係が15人、フィリピンが32人、ブラジルが22人、その他を合わせて100人の登録者があるとの説明がありました。

議案第3号並びに承認第1号及び承認第2号については質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議

におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。まず、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平生町課制条例の一部を改正する条例の件及び議案第3号平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件を一括起立により採決いたします。

議案第2号及び議案第3号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号及び議案第3号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

議案第4号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括して起立により採決いたします。

承認第1号及び承認第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、承認第1号及び承認第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8・諮問第1号

議長（福田 洋明君） 日程第8、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。去る6月14日にご提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議を賜りましたこと、まずもって厚くお礼申し上げます。

そして、ただいまは、予算1件、条例2件、事件1件、承認2件につきまして御議決並びに御承認を賜りまして誠にありがとうございました。

開会のあいさつでも申し上げましたように、山口県では、6月8日ごろ梅雨入りしております。加えて、今年は既に5つの台風が発生しておりまして、先日の台風4号は、6月の台風としては8年ぶりに上陸したことから、今年は自然災害の多発が懸念されております。今後は、しっかり危機管理意識を持って、集中豪雨や台風の襲来に備えていきたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いたします。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は、御承知のとおり、新開の中嶋一成さん、土手町の五味洋子さん、そして上組の中尾一真さんの3名にお願いいたしておりますが、このうち、平成18年から2期6年間にわたりお務めいただいております中尾一真さんの任期が、平成24年9月30日をもって満了となります。

中尾さんにおかれましては、これまでの御活躍に鑑み、また、再任の要件も満たしているところから、再度就任をお願いいたしましたが、御本人の辞意が固く、再任を望まない旨の申し出がありましたので、この任期に際しまして御勇退いただくことになったわけでございます。後任者

につきましては、全町的に、また、学識面、経験面などの要件を踏まえ、多くの候補者の中で、あらゆる角度から総合的に判断いたしました結果、このたびは、伊保木にお住まいの中丸和則さんを、法務大臣に対し候補者として推薦をいたしたいと存じます。

中丸さんは、昭和27年7月28日生まれの59歳でございます。昭和51年3月に福岡大学法学部を御卒業後、同年10月に山口県警察本部警察官を拝命され、平成22年3月に山口県警察本部を退職されるまでの約33年間、地域住民の生命、身体及び財産を守るため、公共の安全や秩序の維持に努められてきたところです。

以上、中丸さんの略歴を申し上げましたが、人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護とすべての権利や自由な人権思想の普及、高揚に努める使命が課せられているところであります。中丸さんにつきましては、人格識見高く、広く社会の実情に通じておられることから適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお聞きいたすものでございます。なお、主な経歴につきましては議案に添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で諮問第1号につきましてはの御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、諮問第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9．議員派遣の件

議長（福田 洋明君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に
配布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第10、常任委員会の閉会中の所管事務調査

議長（福田 洋明君） 日程第10、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といた
します。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、
お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがいまして、各常任委員長から申し出の
とおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いた
しました。

これにて平成24年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 久 保 俊 一

署名議員 中 川 裕 之